
令和7年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和7年12月12日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和7年12月12日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	5番 岡崎 裕一君
6番 山中 正樹君	7番 白鳥 法子君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

4番 栄本 忠嗣君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 山中 茂雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君

総務部長	……………	木谷 学君	産業建設環境部長	……………	松村 浩君
下水道部長	……………	藤本 倫夫君	統括総合支所長	……………	辻田 建一君
会計管理者	……………	宮崎由紀子君	教育次長	……………	中原 藤雄君
病院事業局総務部長	…	木村 稔典君	総務課長	……………	梅木 義弘君
財務課長	……………	今尾 勝則君	健康増進課長	……………	大久保晴美君
介護保険課長	……………	松田 知亮君	財務課副課長	……………	佐原 正幸君
農業委員会事務局長	…	大久保弘史君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

栄本議員から、欠席の通告を受けております。

1月28日の本会議に続き、お疲れさまでございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名でありますので、通告順に質問を許します。8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、前回に引き続きまして、1つ目が非農地認定についてお尋ねいたします。

通告では非農地認定という行政サービス、この手続が農地法の手続を回避して運用されているのではないかというところに問題認識を持っておりまして、前回の質疑ではそうした事例がないのかということをお尋ねしたところ、議事録によれば許可後に開発行為であることが判明した事例があったと、前はそういった事例はないという認識だったのですが、許可後にそういったことが判明したという御答弁がありましたので、改めて今回その事例についてということと非農地認定の手続、あり方というものについて今後の対応方針、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

それと2点目は病院事業局、これは報道もされましたし、議会でも説明がありましたが2億8,000万円の国債の売却損失についてお尋ねをいたします。これは令和2年度、令和3年度において20年満期の額面15億円の利付国債を購入されたことから、これを令和6年度に12億円で売却したということから2億7,948万円の損失が発生しているということでありまして、これについて購入から売却までの経緯、そして損失に対する責任の所在について御答弁

をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員の病院事業局の2億8,000万円の国債売却損失についての御質問にお答えいたします。

国債の購入から売却に至る経緯及び責任の所在についての御質問ですが、まず国債の購入についてですが、令和6年度に売却したものにつきましては、令和2年度及び令和3年度に購入したものととなりますが、当時は病院事業局には資金的な余裕があり、医療収支が大きく悪化する状況下で、運用により収入を確保しようとしたものです。

公金の運用につきましては、地方公営企業法施行令第22条の5において、預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされております。当時、金融機関の預金金利は極めて低水準であり、長期的に安定した利回りを確保しつつ、最も安全性の高い資産として利付国債を選択したことは、当時の判断として適正であったと考えております。

次に国債の売却についてですが、当局は、患者数・利用者数の減少、物価高騰など、手元の運転資金は急速に減少しており、このまま国債を保有し続ければ、資金ショートすることとなり、給与の支払いや薬品の購入、ひいては医療の提供そのものが困難になる恐れがありました。

資金確保につきましては、町長部局と協議を行い、当局は独立採算制を原則とする公営企業会計であり、売却損が生じるが、まずは保有する国債を売却することとしました。

我々の使命は、周防大島町の地域医療を守り抜くことであり、金利上昇局面により債券価格が下落している市場環境において、損失が出ることになっても約12億円という現金を確保し、病院運営を続けていくことこそが、最優先事項であると考えました。

最後に責任の所在についてですが、売却を行わずちゅうちょし、その結果として資金ショートを起こし病院が機能不全に陥ったとしたら、それこそが経営責任が生じるものと考えています。

今回の売却損は、将来の病院経営を安定させるために必要なものであったと考えております。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 田中議員の非農地認定についての御質問にお答えいたします。

登記上の地目が農地である土地に関する非農地認定につきましては、農地法に基づく許可申請が不要な場合に適用される手続であるとの認識をしております。

例えば、荒廃した農地や農地法に関する許可書を紛失している場合、または長年宅地等として利用されているものの、当時の許可の有無が不明な事例などが該当するものと理解をしております。

御指摘がありました令和5年8月に開催されました第94回周防大島町農業委員会総会における報告事項では、残土置き場として利用する計画がある土地に関して、現況確認に基づく非農地認定申請があった事例を確認いたしました。

令和7年第3回定例会での一般質問におきまして、現況確認申請時には後の利用計画を十分に把握が出来ていなかったとの答弁をしておりましたが、先ほど田中議員御指摘のとおり私の認識に誤りがございましたので、お詫びを申し上げ訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

同時に、この事例につきましては、開発行為が関わる場合に農地法に基づく手続が必要であるかどうか慎重に精査すべき課題であるとも認識しております。

さらに、現況証明後に発生する可能性のある開発行為や、その他のトラブルを防止するため、今後の申請書には内容をより詳細に記載することなど、手続の精度を高める対応を検討しております。

今後の対応方針としまして、農地法に基づく手続が必要な事例に対して、適切に手続が行われるよう農地法及び行政手続の運用を徹底し、適正な制度運用が確保されるよう農業委員会の中で協議をまいります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、非農地認定から再質問いたしますが、先日の農業委員会でも非農地認定についての制度のあり方を、今後議論していかれるということでお話がありましたので、そうであれば、そちらの農業委員会の議論にお任せするしか、委ねるしかないとは思いますが、1点、先に申しましたように第94回周防大島町農業委員会総会で、建設残土置き場の計画を予定していたことを認識されながら非農地認定で処理をして現実的に地目変更されたと、そのことは本来であれば、私は農地法の手続が必要だったことだと受け止めていますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 当時の状況でございますが、そのときの農業委員会の中での御判断ということで、私の立場からそこについての是々非々については、判断しかねるということでございます。先ほどもお答えをしましたが、慎重に精査すべき課題であるという認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この非農地認定の手続は農業委員会事務局長に言わなくても御承知のことですが、実態の運用は農業委員3名が現地に行って、ここはもう荒れているから農地として利用できませんということで確認をして、それを農業委員会の総会へ報告事項としてあげる

という手続になっています。

今、その農業委員会が決められたことというような御答弁がありましたけれど、農業委員会が決めたというのは報告事項として情報提供をしたというような形で、農業委員会で議決されたことではないわけですよ。

そこを今回の議論で改善されるのかもしれませんが、その農業委員会の判断が常に正しいとは限らないと思いますし——一般論としてでいいですけど、例えば開発行為をすることが分かっている、現況確認の申請が出てきたときに、それはあくまでも現地を見て農業委員3名で確認すればいいということなのか。それとも、それは農地法の手続を取るべきことですよと言って、現況確認の申請自体を却下というか、指し戻す、受け付けないということが、私は適正ではないかと思うのですが、その辺の認識はいかがでしょうか。一般論として結構であります。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 私の私見ということではないのですが、一般論ということで田中議員から指摘がございました。

そこでいけば農地法というものがございまして、この開発行為があるということであれば、本来的には農地法の第5条の申請ということになるかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それは国の見解もそのとおりで、農地法の手続が必要な案件について現況確認、非農地認定をすることは、悪意の非農地認定申請になるので、それはもう農地法の手続をとってくださいと言って差し戻さなければいけない。それは国の見解なのでそのとおりなのです。

第94回周防大島町農業委員会総会のときに建設残土置場の計画を予定していて、そこに農地があつて、現況が山林なので現況確認願の手続をお願いしたという相談があつたという経緯ですと事務局から周防大島町農業委員会総会に報告されていますので、当然、これは誰が考えても非農地認定をしてはならないという、今まで申し上げたような悪意の非農地認定申請であると言わざるを得ない。

それでも、その前段として農業委員3名で非農地認定をして印鑑を押しているから、もう農業委員会としては、それで決定されている。だからその辺に制度としての矛盾があるのではないかと、農業委員会として決定したわけではなくて、あくまでも決定したのは農業委員3名が決定している。そこはやはり今後の議論の中で、しっかり制度の議論をしていただかなければいけない。

これは第94回周防大島町農業委員会総会のときに、そういうことは議論として出ています。議論というか、質疑としてそういうことでいいのかと、それに対して、議論が必要ではないかという意見に対して、これは第95回周防大島町農業委員会総会のとき、農業委員会の議長は必要

ないと一蹴されています。そういう議論は必要ないと一蹴されていますので、今後議論するにあたって、農業委員会事務局長がやるということではなくて、会としてそういう方向で1回言い戻して議論を始めないと、議論にもならないのではないかと。多分、今の段階でもう2年たっていますから、周防大島町農業委員会総会の中でもこういうことがあったという認識はもう忘れられていると思います。

議会でこういう質問が出たから、議論が必要ですよという短絡的なことではなくて、やはり制度の問題・課題と今後、どのようにするのが適正なのかというところをしっかりと情報共有して、そして議論を始めないとおざなりな結論になりかねないので、この従前の議論を1回訂正して、そして議論を始めていただきたいと思います、それはお願いだけにしておきます。

もう1点、今話題になっていますけれど、笠佐島開発の件も、これも元は畑、農地です。それが田でしたか、それが山林に地目変更されているということで、これもはっきりしないのですが、非農地認定で売買されたのではないかと考えておりますが、その辺の情報が記録としてあれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） ただいまの笠佐島の事例についてでございます。当時の状況、もう30数年以上前ではないかと考えておりますけれども、正確に把握するということができておりません。開発にかかるものなどトラブル等につきましては、そこも確認はできておりません。そういう手続があったのではないかと詳しいことも、現実、確認ができていないという状況でございますので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 非農地認定という手続は、今、件数も増えてきていますから、こういう手続を取ることで、本来農地法の手続が必要なところを、こういったことで脱法的に使われるというのは、これは大きな問題だと思います。そういうことがないように――不思議なのが周防大島町農業委員会総会で、そういうことが分かっているながらこれを認めたという実態があるので、それはやはり是正していかなければいけない、そこを強く認識していただきたいと思います。

結局、後でトラブルになる。もともと農業委員会は農地を守ることが大きな使命でもありますし、でも現実なかなかそこが歯止めがかけられないというところもあると思いますが、やはりやるべきことをやれる農業委員会であるべきだと思いますので、少なくともそうした脱法的な行為がまかり通るようなことがないように、しっかりと議論をしていただきたいと思いますし、申請にあたっては代理人が、行政書士とか、そういった専門職が代理人となって申請するところもありますので、そういったところへの周知徹底というのにも必要になってくるのではないかと

いますので、この件は今後、農業委員会の議論に期待するということで納めておきたいと思えます。

病院事業局に移りますが、やむを得ないような売却であったという御答弁だったと大筋では思っておりますが、令和2年度は基金残高が30億円、令和3年度は24億円と、たしか基金が20億円を下回るような状況になれば、周防大島町病院事業第2期再編が必要になってくるということだったと思います。もう危機的状況だという認識だったと思いますが、そのときに24億円、もう下がってきている。次のときは20億円を切ると次の年には想定されている。

一方で、国債の売却益、これは平成28年度、確かにいいときもあります。ずっといいときがきていたのですが、この購入された令和2年度、令和3年度のころはもう格段に下がっている。もういいときの1割にも満たないほどの売却益の実態になっている。

そういった利益は少ない、基金は減っている、もう危機的といったときに、15億円の国債購入をどうやって決定したのか、どういう理由で決定されたのか、資金確保というのは分かったのですが、それでも20年満期ですから20年は置いておかなければいけない。例えば、個人でも100万円の貯金があって10万円の国債を買って20年置いておくというのなら、定期をするというのなら分からないでもない。20万円しか貯金がないのに、20万円の定期をする人はいないでしょう。それは私が素人なのかもしれませんが、令和2年度、令和3年度という非常に厳しい状況にあって、20年満期の国債を購入したその意思決定は、どういう理由でされたのかというところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 今回、売却損を出したものにつきましては、令和2年度と令和3年度に国債を購入したものになります。

こちら答弁の繰り返しになりますけれども、当時は、いわゆる資金的な余裕があったという状況があります。例えば令和4年度につきましては、これは第1期再編計画ですけれども約24億9,500万円の基金残高の見込みに対しまして、こちらはやはり新型コロナウイルス関連の補助金等もあり29億円余りの数字、令和4年度になりますけれども、約4億円見込みより多い状況であったということもあります。

そのような資金的な余裕かつ銀行の預金については、低金利であったということから、いわゆる少しでも利息収入を確保するために国債の購入をしたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 余裕があったというような状況ではないと思うのですが、少しでも収入を確保したいと言いながら、結局、結果論と言われるのかもしれませんが、結局2億8,000万円の損失を出している。これはなかなか説明がつきにくいことだと思います。

私が聞いているのは、厳しくない、余裕がある状況だったと言われるなら、それ以上聞いてもしょうがないので仕方ありませんけれど、どう考えても基金が20億円切ったら危機的状況ですと言いながら、令和2年度、令和3年度の基金残高が30億円、24億円になっているのにそうした国債を購入したというのは理解できません。

言葉で聞いても分かりませんので、多分、この国債を購入するということについて、病院事業局の内部で、意思決定についての決裁をとっているはずですが、それは、私には出してもらえませんでしたけれど、それは存在しないということによろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 今、購入についての決裁という御質問だったと思います。

国債の購入については、いわゆる相場、価格としては変動するものになりますので、この価格で買うということが前もって予定できるものではございません。そのことから病院事業管理者に口頭による決裁を取り、購入した事後、報告という形で手続を取らせていただいているというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では事後報告の文書はあるということによろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 報告については書類がございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 開示請求したときはそういった文書は一切出てこなかったのですが、あるなら出してください。これだけ出してもらって、その中には報告の文書はありませんでした。では、この場で御答弁をお願いしたいと思いますが、170回、171回、177回の国債を購入することを決めたのはいつでしょう。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 170回については、令和2年3月31日になります。

171回については、令和2年4月9日になります。177回につきましては、令和3年8月26日になります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和2年3月31日に決めたということは、これは令和元年度ということですか。令和2年度、令和3年度と認識していたのですが、そこはよく分かりません。要するに事後報告の文書にはあるということでしょうかから、それをまた開示していただきたいと思います。もう開示請求はしませんから追加で開示してください。1回開示請求しているのですから、それに抜けがあったということなので、それは開示してください。自主的に開示をお願い

します。

要するに、記録があるのは事後報告。口頭で決める手続は、これを買いたまうと、文書で言えば起案者がいて、当然組織ですから上司の確認を取って、最終的に管理者が決裁しているのだと思いますが、その流れを口頭でどういう処理をされたのか。事後報告書があるのならそれに基づいて説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 財政課長が担当しておりますので、財政課長から総務部長、病院事業管理者と、報告の決裁手続もそうですけれども、そのように決裁が進んでいくということになっております。

なお、令和2年3月31日のものについては、その日で約定をして引渡しを令和2年4月2日になるということから、令和2年度になっておることとさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 大変ですね、財政課長は日々国債の動向を管理しなければいけないということなのでしょう。令和2年4月2日に引渡しをした、当然お金を支払っているわけでしょうから、その経理の例えば調定票とか、そういったものもないということを受け賜わっておりますが、不存在につき非開示ということですが、それはそれで間違いないということですか、それともあるのですか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 基金の内部でのいわゆる売り買いになりますので、調定は存在しないということで間違いがございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基金の内部での取引なので調定は存在しない。調定に限るわけではないが、結局、会計文書——お金は払っていないわけですか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 資金については支払っております。支払いをしたといういわゆる書類は存在しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そうでしょう、開示請求に対して不存在というのですから、今さらあると言われても戸惑うが。では、周防大島町病院等事業会計規程というのがありますけれども、その第3条には何が規定されているか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 周防大島町病院等事業会計規程第3条になります。企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって現金その他の資産を取扱わねばならない。と記載しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何点か聞きますので、そこを開いておってください。要するに善管注意義務があるということで、それで書類がないというのは信じ難い。

では、同じ規程の第5条でどういうことが規定されておられますか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 第5条になります。病院等事業に係る取引については、その取引の発生の日付と証拠となるべき書類に基づいて記録、整理し会計伝票を発行するものとする。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、規程の第23条第1項をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 第23条第1項になります。財政課長等は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって所属長を経て管理者の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 当然のことだと思いますが、今の2つで、証拠や決裁ということが必要だということが規定されております。

では、第59条について柱書きのみで結構なのでお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 第59条になります。固定資産を購入しようとする場合は、財政課長等は、第23条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって所属長を経て管理者の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後にもう一点だけ。第68条を柱書きのみお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 第68条になります。財政課長等は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、所属長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 規程では、証拠を記録しておく、文書で決裁を受けるというようなことが、当然規定されております。これについて、先ほどの口頭で決裁を受けましたとか、会計関係書類はありませんという御答弁がありました。これはこの規程に抵触していないということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 先ほどの決裁の書面はない、口頭によって代用しておるのですけれども、その部分については、報告書で代用しているというところになります。

また会計伝票につきましては——この規定している手続については、いわゆる基金から取り崩し、そういった場合について適用しているという認識ですので、基金の内部のところについては、特段こちらの取扱いをしていないという認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 決裁については報告書で代用している。基金からの取り崩しについての会計書類については、要するに規定の取扱いではないという御答弁だったと思いますが、それは口頭の決裁で、事後報告でいいということと、基金の取り崩しについては会計規程を適用しないということがどういった規程で、何条で規定されているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 先ほどの答弁が、違うほうに取られておりました申し訳ございません。基金に積み上げるところについては、予算計上が必要であり、いわゆる会計処理に基づいて手続を取るということでございます。基金の中で行う部分については、そういったものがないということでございます。

また、代用している部分の条文についてというのは明確に存在しておりませんが、そういった運用にしているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何か、私を取り違えているような言い方をされますけれど、要するに規程では購入する場合も売却する場合も文書によって決裁を受けなければならないというように規定されている。ほかでも証拠書類を保存して記録しておかなければならないという規定がされているにもかかわらず、基金の取り崩しについては、それが除外されるという規定が、何の

条文で、どこに規定されているのか、具体的にお答えくださいと先ほども申し上げたのですが、もう1度御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 基金の取り崩しについては、説明が少し不十分でした。例えば20億円の基金があります、この基金を5億円取り崩して病院事業会計、いわゆる運転資金等に使いますという状況の場合は、予算に基金の取り崩しという予算を組んで、取り崩しの会計伝票を切って実行するというところでございます。

それについては、調定等の書類が存在するということになります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その会計書類は存在するということですか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 繰り返しになり、例で大変申し訳ございませんけれども、例えば20億円の基金のうち5億円取り崩すという場合、もしくは基金20億円に5億円を積み増すという場合については、予算に計上して会計伝票の作成を行います。基金20億円のいわゆるその中でやる取引については、そういったものが存在しないという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 予算書の話をしているのではないです。証券会社から国債を購入するときにお金を払います、売却するときにはお金を受け入れる、その差額が今回2億8,000万円ある。お金を払ったときの、逆にお金を入れたときの、その損失についても含めて、そういったことの一連の決裁文書と会計書類があるのですか、開示されていないから不存在で決定されているから、ないのですかということをお聞きしていて、予算書の話をしているのではない。

何回も同じことになるので、もしそうではないです。そのように決まっています。基金の内部で取り崩して使う場合は、内部の裁量でできると言うのであれば、その規定がどこかにあるはずで。ないのであれば、それはあまりにも越権行為というか、独断が過ぎると言わざるを得ませんけれど、もしそういった規定があるのであれば、また後で御答弁ください。

話を変えますけれど、病院事業局には毎年一般会計からの繰入れがあると思いますが、この令和5年度の段階で町からの繰入額というのは幾らありましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時24分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 病院事業会計への繰入れについては、一般会計と国保会計経由で繰入れするものがあります。今、手持ち資料で計算したものについては、いわゆる3条予算、収益的収支で受け入れる部分については、合計で13億1,814万890円が令和5年度でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 時間も迫っていますので、要するに先ほどからの答弁を聞いていると、資金を確保しようと思ってやったことだから、結果的に損失が生まれたのはやむを得ないというように、私は受け止めをしましたけれど、果たしてそれでいいのでしょうか。せっかくこの場を設けて、病院事業局として、それが不適正でなかった、適正だった、やむを得ない結果なんだというのであれば、2億8,000万円ですからそこをきちんと説明する責任があると思います。

いろいろ病院の運営について課題を指摘したときに、よく、財政的に難しいと、お金がかかるから難しいということ、この場ではなくて非公式にでもそういったことをよく聞きます。でも、2億8,000万円あれば相当のことが改善できるはずですよ。

そのことについての責任というか、少なくとも町民の方に対する説明責任はあるはずですが、それについては一切触れないということではよろしいのでしょうか。先ほどの会計書類のことについても、もし答弁があればあわせてお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 売却損についての町民への報告というところでございます。

今回、周防大島町病院事業第2期再編計画について令和7年1月に住民説明会を行いました。そのときには額が確定していませんでしたけれども、いわゆる収支計画上も売却損というのを見込んでおりましたので、そちらについては口頭で説明はさせていただきました。

また、この売却損については、令和6年度の補正予算に計上し令和7年第1回定例会で御説明させていただき、かつ令和7年第3回定例会において、令和6年度決算の中で御報告させていただいているという認識でございます。

会計帳票の件は、条文としては明確なものはないというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後だと思います。要するに住民説明会——確かに資料の中に小さく書いてあります。私が言っているのは、このことについて、2億8,000万円ですよ。2億8,000万円の損失を出したことについて、責任を感じられていないというか、そういう姿勢ではとても経営改革はできないと思います。

やはりその責任——今さら私は2億8,000万円を返せと言っているわけではない。でも毎年10億円以上の一般会計等からの繰り出しをしている町長部局としても、2億8,000万円の損失を出しました。はい、そうですかというわけにはいかないと思う。そこをやはり町民の方もそんなことで済むのかと思っっていると思います。2億8,000万円の損失を出して、はい、そうですかで町は済みますのか、議会は済みますのかということです。

失敗は失敗として認めないと次に生きてこないと思います。

最後に、今言ったように結局、町長部局から毎年12億円、13億円の繰り出しをして、それで損失を出されたということについて、そして何らかの、経理の書類もない。これは町長部局では考えられないことだと思います。そういったことについて総合的・全体的に検証して明らかにするという責任が——私は責任というか、そこは病院事業局に明らかにしてくださいという町長部局の意思として。毎年13億円も——毎年ということではないけれど、もっと多いときもあります。15億円ぐらい出しているときもありますので、そこらを、やはり困ったら町長部局からお金をもらえると、親方日の丸的な体質がこういうことを生んでいるという側面もあるのではないかなと、私は考えております。

私は最後に町長の御認識、今回のこの2億8,000万円の損失について、どのようにお考えなのか。やはり先ほどから答弁があったように、結果論だから仕方ないとお考えなのか。今回のこの経緯を踏まえて、今後しっかり検証して、何らかの対応策をとっていくおつもりがあるのかどうか、そこを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 今尾財務課長。

○財務課長（今尾 勝則君） 町長のお考えをということでございましたが、最初に財務的な話をさせていただきたいと思います。

まず、田中議員が御指摘の、毎年13億円から15億円ぐらい病院事業局に出ているというところ、病院事業局が赤字を出せば、その分を、町の一般会計から補填していると見えるというところについてでございます。

病院事業局に対して一般会計から出しているこの13億円は、病院事業局の経営が苦しいゆえに出すものはゼロ円でございます。病院が周防大島町にあるから入ってきている普通交付税、それから病院があるからこそによる特別交付税、これを病院分として繰り出しているという部分でございます。

ただ、全額ではありません。例えば、病院に成り代わって町が過疎債を借りた、そのやり取りや、物価高騰対策等があれば、そういうやり取りも含めておりますが、ほぼ全てそういったものでございます。

では、この赤字部分はどうなのかというところですが、本当に病院事業局のやりくりが難しい、

いわゆる赤字になったときに、この枠組みの中、あるいは枠組みを超えて、1億円あるいは2億円支援をしてもらえないかという議論になっていくというところがございます。

近年で、その部分を出したかと言われましたら、出しておりません。ただ、今年度あるいは来年度、もう近々に、そのような状態に近づいているということは間違いございませんが、今までのものについてはそういったものですということを述べさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） どうも田中議員より、全く反省していないように言われますが、もうここ数年そればかり——国債で2億8,000万円も損失を出したからだと思います。ただ少し甘かったのは、書類がきちんと整っておりませんがそれまでに、19億円の利益を得ていた。平成16年に合併した当時からずっと行っている国債で、それだけのもうけもあったので、確かに少し甘かったと思います。だから令和2年度、令和3年度に20年国債を買ったことに対しては、確かにもう反省というか——何を言われても仕方がないと思います。

繰り返しになりますが、それまでに19億円ぐらいの利益を得ている。ただ19億円も稼いだうえに、今まで持っていた基金もなくなっているの、病院経営がもう、うまくいっていないというか、大変だったということは——ただ、私が引き受けたときに、3病院、2老健、1看護学校を維持するということで、もうそれを維持するのが一生懸命で、どうにか維持しようと思っていたのですが、御存じのように橘病院が医院になり、さざなみ苑も廃止になるという状況になってきているので、確かに全体的にも経営がうまくいかなかったということはあるのですが、その間、周防大島町の医療・介護にはみんな全力で尽くしたと思って、少しはためにはなっていたかと思えます。

繰り返しになりますが、田中議員が2億8,000万円の損失を出したと言われるので、一言申し上げますと、それまでに19億円の利益を得ていたという甘さがあったのかと思います。

それと、20年間はどうか維持できるという感じがあったということもあります。ただ、書類が全部ないというのは、もう陳謝する以外はないかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から、このたびの病院事業局の2億8,000万円の損失について、町長部局としてどのように対応するかということでありました。

私、報告を受けて、石原病院事業管理者がお話しになられたとおり、19億円という今までの運用益があったということ。それを差し置いても2億8,000万円が失われるというのは、この病院事業局の運営にとっても、非常に大きな痛手であることは間違いのないと思えました。

ですが、それは、責任をというそういった性質のものではないと私は認識しています。それを、

今までの運用益をしっかりと確保してきたということを、しっかりと皆さんと情報共有をして、そのうえでしっかりと病院事業局の第2期再編を行っていくということでもあります。

この国債を現金化しないと運営が、現金がショートしてしまって立ち行かないという状況でありましたので、町でこの国債を保つという選択肢もあるのかもしれないというところでもありますけれども、独立した会計であります病院事業局が、しっかりと国債を現金化してでも、自身の力でやっていくということが大切という判断をしたところでもあります。

どちらにいたしましても、今、病院事業局の第2期再編ということで、待ったなしの状況で経営をしっかりとスリム化していく、また改革をしていくということでございます。

それを、町でも支援をするということでもあります。一般会計からの繰り出し、今、財務課長からも話がありましたけれども、交付税としてきているものを町から出しているということ、加えて防衛省の補助金なども町から病院事業局に出しているという状況もありますので、今、病院事業局は病院の経営、一般会計は一般会計の経営ということではなくて、今の状況になりましたら、病院の経営が町の一般会計にも大きく影響してまいりますので、財政同士がしっかりと連携をしながら、そして厳しいことを話しながら、共に倒れないようにやっていくということが大事だと思っておりますし、田中議員の御指摘もそのとおりだと思います。

しっかりと、この状況を共有しながら、そしてその責任の所在をしっかりと確認しながら、前に進めてまいりたいと思います。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、久保雅己議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 11番、久保です。通告の内容で質問してまいります。本日まで度々防災についてはお尋ねしておりますけれども、納得のいく返答が返っておりませんので、また再度質問させていただきます。

周防大島町では、自然災害で大きな被害を受けた私の記憶では平成3年の台風19号が思い浮かぶわけですが、長いところで停電が1週間ぐらいあったのではないかと思います。

最近では令和7年10月で7年になりますけれども、水道管の破裂事故でございます。大島大

橋貨物船衝突事故でございます。幸い軽量の車は時間的に通れたので、まだ通勤・通学には支障を来さない程度で済んだのではないかと思います。あの時途中が完全に切れてしまっていたら、おそらくあんなことでは済まないと思いますし、40日で直るわけでもないし、何年もかかるのではないかと不安を常に感じておるところでございます。

それにしても、もう7年、本当この地域はありがたい地域だという感謝しかございません。国内では、令和7年12月8日月曜日に東北・北海道で震度6強の地震で毎日ぐらい被害状況を報道されて、画像を見るたびに被害を受けた人々が本当に気の毒でなりません。その点、我が町は本当に幸せです。恵まれていると感謝の気持ちしかありません。

それでは、通告の1点目の大島大橋の管理状況について、伺います。

以前にも伺っております。県の管理下で100年は使用可能との答弁でしたが、既に半世紀50年が経過しております。

新年度では、式典も計画されておるようでございますけれども、県との情報交換、これは前にも伺っておるのですが、どの程度されておるのか。一番困るのは町民であって県の職員が困るわけではありませぬので、その辺を密にやっていただきたいということでございます。

2点目の避難場所の備品について、これは避難場所の見直しも、先般も通告しましたけれども、備品についてどの程度管理をされておるのか。年に何回か補充をされておるのか。そういうこともお示しいただきたいと思います。

3点目、前から申し上げておるように、貨物船やフェリーが接岸できる港の整備についてですが、どのようにお考えになっておるのかお伺いしたいと思います。万が一、橋が全く通行不可能となった場合には、食料や燃料はどういう供給をされるのかということが、私は一番心配でございます。

そのためにはもう大島大橋が開通して50周年ですが、昔、開作港から柳井港と笠佐島に寄ってフェリーが走ってございましたけれども、そのときの港の形がまだ残っています。可動橋であれば、大きな地震でもあればおそらく使えなくなるだろうと思います。伊保田港の可動橋なんかはおそらくそういうことが起こるのではないかと思います。開作港の場合はセメントの滑りだけですので、橋の事故だけであれば、地震がなければ可能ではないかと思うので、そういう整備をぜひしていただきたいし、万が一のことを重々考えておかなければ、所詮離島ということを再度認識していただきたいと思います。

大島大橋は島民の命綱で、県の管理下にあろうと、困るのは我々町民です。しっかり管理をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災・減災対策についての御質問にお答えします。

まず、大島大橋の管理状況についてであります。

大島大橋の維持管理に関する県との話合いについてですが、大島大橋は国道であり、山口県により山口県橋梁長寿命化計画及び大島大橋個別補修計画に基づき、適正な補修や維持管理が行われているものと承知をしているところでございます。そして現時点において維持管理については、県との話合いを行っていないところであります。

大島大橋は町民のライフラインであり、災害時には支援物資等の受援を担う重要な橋梁ですので、適切な補修や維持管理につきましては、今後も継続して県や国へ要望をしております。

また、大島大橋の通行制限にかかる表示板につきましては、表示の劣化も見受けられますので、位置や大きさも含め表示板の改善について山口県、こちらは柳井土木建築事務所に要望をしております。

次に、避難場所への備品の準備状況についてであります。

現在、避難所で使用する備品につきましては、台風等の際に自主避難所として開設をしております11か所の指定避難場所と、町内18か所の防災倉庫のほか、大島防災センター及び大島庁舎に保管しております。

山口県地震・津波被害想定調査報告書では、南海トラフ巨大地震の発災直後には、本町人口の約24%（約3,100人）が避難所生活者となることが想定されております。

現在の本町の備蓄施設の保管能力には物理的限界があり、避難者全てに行き渡るだけの数量の確保は困難な状況です。今後も予算を確保し、避難所における備品の数量及び内容の充実化に努めてまいります。

あわせて自主防災組織への防災資機材購入補助金を活用した、各地域における備品の備蓄推進や各種企業や団体等との災害時協定による物資調達体制の拡充にも引き続き努めてまいります。

最後に、港の整備についてであります。

伊保田港のフェリー基地が使用できない場合に備え、新たな港を整備すべきではないかとの御質問ですが、議員がおっしゃる大型のフェリーが接岸可能となる港を町単独で整備し、維持管理していくことは現実的に困難であると考えております。

これまでの答弁の繰り返しになりますが、そのような場合には速やかに被害状況を確認し、使用可能な施設において物資等の輸送を行うこととなりますが、砂浜への揚陸も可能な自衛隊揚陸艦のほか、様々な船舶を使用した対応について、多方面との連携体制や、迅速な物資の輸送方法の構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 橋の管理状況ですけれども、前にもこれ度々お伺いしているのですが、もっと周防大島町から積極的に県の方へ出向いて情報を入れて、今の修理箇所、どこが

悪いのか、将来的にどのようなようになるのかという準備をしておかなければ、万が一があった場合には離島です。

先ほど町長からも説明がありましたけれども、海上自衛隊の揚陸艦ですか、フェリーに代わるもので、砂浜でも乗り付けられるというのは、呉には以前私が調べた時点では、1隻しかありませんでした。しかも50トンです。タンクローリー1台で動けるかどうか、一番心配なのは先ほど申し上げたように、港の場合は食料とか燃料、これを補給するための港ということで以前から申し上げております。

食料の場合はまだ運び方がいろいろあると思いますけれども、ガソリン、灯油とか燃料に関しては、やはり船が使われる以外、なかなか難しいのではないかと思います。常に橋が気になるわけです。先ほど御答弁ありましたように重量制限の看板とか、これも島民はほとんど認識していないのではないかと思います。

以前、私も船会社におりまして可動橋が重量オーバーで落ちたことがあるのですが、万が一重量オーバーで事故があったら大変なことになるのではないかとこの危機感を感じております。これは県としっかり打ち合わせして、重量制限の看板を目につくところに、もう1回設置し直していただきたいとお願いしたいと思っております。

それと備品です。予算の関係もあるでしょうけれども、先般もお伺いしていますが、今テントは幾らあるか答弁いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、屋内用のテント、体育館等で使用するテントが21張り、屋外用のものが82張りでございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 先般お伺いしたときが確か全体で150張りぐらいだったかな、書類を見ないと分かりませんが、やはり最近は大きな地震があって体育館に避難をされても、プライバシーを守るためにテントを張っておられるケースがあります。こんな数字ではもう話にならないかと、一番大事なのは個々にそういう準備をすればいいわけですが、今言われている南海トラフ巨大地震の場合、居住地の70%が浸かるわけです。そうすると9,000人以上、1万人近い人間が溢れる。例えば古い家、私共もそうですが古い家は崩れてしまう。そうすると1万人近い人間が路頭に迷ってしまうというようなことで、高いところに逃げろ逃げろと、高いところに逃げて雨、露はどうやってしのぐのかということなんです。

個々が準備をやらなくてはならないというのを分かっておっても、高齢化が進むこの周防大島町では、それが不可能ではないかと思いますので、もっとこの辺のことは町が積極的に備品の管理は計画性を持ってやっていただきたいと思っておりますけれども、このほかの備品も個々にあります。

備品台帳を前にも提出していただきました。テント、こういうものを計画的に補充していかなければならないと思いますが、そういうお考えはあるのかどうか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷部長。

○総務部長（木谷 学君） 備品の購入につきまして、これは食料品も含めてですが、毎年予算化しておりますし、食料品につきましては賞味期限等がございますので、更新等々も含めてしておりますし、備品については、その中で必要なものを年次計画的に買い足しているというところがございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 今御説明いただきましたけれども、具体的にはないようでございますが、この備品の管理・予算化・数、これは一度整理してから提出していただいて、議員に配っていただきたいと思っております。そうでないと、いざというときに対応ができかねます。

前の御返答では、防災センターへ備品を取りに行けばいいというような答弁もありましたけれども、地震があった際には、この周防大島町では通行止めというか、通行不可能な道路がたくさん出てくるのではないかと思います。ですから、この備品は各集落にそこその数量を確保しておく必要があるし、防災グッズを置いてある建物がありますけれども、そこである程度住民の70%ぐらいの数を確保をしていただきたいと、私は思っております。

だんだん人が、代わっていくので、とても寂しい話ですけれども、万が一があった場合には、本当にみんなが素直に助け合わないといけないようになるわけですから、その辺のことも考えながら、今後しっかりやっていかなければならないと思っておりますし、今後の防災計画についてどのような計画性を持ってやられていくのか、何かあれば御説明いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 今、山口県においては、地震・津波被害想定調査を行ってあって、今年度見直しがあるというところがございます。

こういったことに基づいて今後、町でしっかりそれを理解し内容を反映させて、また皆様から意見を聞くなどして、新しく更新された改定された計画を構築していこうと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） なかなか進んでいないようでございますが、困るのは周防大島町民が困るわけです。一日も早く見直しをし、県も入れたもので避難場所・備品等々を準備していかなければならないと思っておりますけれども、私何度目ですか、この防災対策について説明するのですが、一向に進歩していないような気がしております。

令和7年12月8日に、東北・北海道で震度6強の地震がありましたけれども、後から後からいろんな形のもが出てきますし、備品も不足しています。いつか分からないということで管理

するのは非常に難しいことではありますけれども、常に危機感を持ってそういう準備をしておかなければなりませんし、それを今後もぜひお願いしたいと思います。これ以上聞いても返答は出てこないと思いますので、再度、防災・減災対策については備品の補充計画を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

これ以上聞いても意味がありませんのでやめます。終わりです。

○議長（荒川 政義君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、6番、山中正樹議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 議席番号6番、公明党の山中正樹でございます。先日令和7年12月8日、23時15分頃、青森県東方沖にて震度6強の地震が発生いたしました。その地震により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

2023年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症に新型コロナウイルス感染症が移行してまいりました。社会経済活動はほぼ制限なく行われております。現在では新型コロナウイルス感染症とRSウイルス感染症の同時感染が、特に乳幼児・高齢者にみられるところですが、町としての今後のRSウイルス感染症の対応をお伺いいたします。あわせて妊婦や重症化リスクの高い高齢者に対する接種費用の一部助成について、本自治体としての検討状況とRSウイルスワクチンの導入に向けた具体的な計画をお伺いしたいと思います。

次に、家庭用防犯カメラ設置についてであります。町内の犯罪に対して抑止力向上や安心・安全なまちづくりのために、町内の家庭における防犯対策が大事かと考えますが、町の対策の現状についてお伺いいたします。

また、家庭用防犯カメラの設置支援の補助金は町の総合的な地域安全対策となりますが、町の見解をあわせてお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員から大枠で2点の御質問をいただきました。

まず、1点目のRSウイルス感染症についての御質問にお答えをいたします。

RSウイルス感染症は、急性の呼吸器感染症で、乳幼児に多い感染症です。一般的には、風邪の様な症状のみで重症となることは少ないとされていますが、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患のある高齢者や、免疫機能が低下している方が罹患すると、重症化するリスクがあることが知られており、注意が必要です。

予防と対策としては、手洗い等の基本的な感染対策や60歳以上を対象としたワクチンと生まれてくる子どもの予防を目的とした妊婦を対象としたワクチンがあるほか、感染症の重症化リス

クを有する小児を対象とした薬剤があります。

御質問のRSウイルスワクチン接種費用の一部助成についてでございますが、令和8年4月1日から妊婦については、母子免疫ワクチンの定期接種が予定されており、全額公費負担となる見込みであります。なお、60歳以上の方においては、現在、任意接種となっており、山口県内19市町では現状、接種費用の一部助成を導入している市町はございません。

本町におきましても、今後、国や県内市町の動向について注視をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の家庭用防犯カメラ設置についての御質問にお答えいたします。

本町では、安心して安全なまちづくりの実現に寄与することを目的とし、町内の公共施設の外壁等へ防犯カメラの設置を進めているところです。令和4年度から昨年度末までの3年間で11か所、今年度中に新たに3か所、合計で14か所に防犯カメラが設置されることとなり、防犯力の向上に努めているところです。

御質問の家庭用防犯カメラの設置にかかる補助制度につきましては、全国的には都市部を中心に設置にかかる助成事業に取り組んでいる自治体があることや、県内においても下関市と和木町で実施されていることは認識しているところです。

防犯カメラを個々の住居等に設置することは、御指摘のとおり犯罪の抑止力向上に資するものと思っておりますが、これに町から補助を行うことにつきましては、財源の確保や町内におけるニーズの程度など、調査研究すべき課題が多くあるものとする次第でございます。県内外の他市町における取組事例等の調査などを行い、協議検討してみたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。私は令和7年2月で70歳を迎えました。新型コロナウイルス感染症の件でございますけれども、ワクチンの助成は70歳からということで、私は残念ながら令和7年4月1日以降に70歳到達ではありませんので、あと5年待たなければいけないので自費で受けよう——ごめんなさい、带状疱疹です。带状疱疹ワクチンの予防接種が定期接種の対象になるわけですがけれども、私が70歳ということで行くと、あと5年後に公費負担で受けられると、それまで待つことはできないので、予防処置ということで不活化ワクチン（組換えワクチン）を受けるようにしました。1回目が2万860円、2回目は1万9,050円と合計約4万円近くかかります。したがって、今対象の方は3割負担ということで非常に助かる。带状疱疹を発症するリスクを大幅に減らすというワクチンでございますけれども、それを受けて私の今回の質問のRSウイルス感染症というのは、自分も経験があるわけですがけれども、新型コロナウイルス感染症ではなかったと、インフルエンザの検査もしたがそうではなかったと、しかし2か月間・3か月間咳はずっと止まらない。そして今考えるとRSウイルス感染症ではなかつ

たのかと、このように考えたわけでございます。

さらに、先ほど答弁がありましたように、幼児・高齢者がかかると重症化するケースがあるようです。既往症のある方は、私もですが、高齢者の方については、このRSウイルスワクチンを受けることの意味は非常にあるかと思えます。

そこで健康増進課にお尋ねいたします。通常、発熱をした場合、一般的に夜間診療等を受診するにはどのようにすればよいのかお答えください。

それからこのRSウイルスワクチンは、どのような医療機関で接種できますでしょうかお答えください。

○議長（荒川 政義君） 大久保健康増進課長。

○健康増進課長（大久保晴美君） 休日・夜間の診療については、まずかかりつけ医に相談していただくか、山口県において実施している救急医療電話相談を御活用していただきたいと思えます。

救急医療電話相談では、夜間や急な病気やけがをした際、症状に対してどのような対処をしたらよいか、医療機関を受診したほうがよいかなど判断に迷ったときに、小児科医師、看護師等から症状に応じた適切な助言を受けられます。

15歳未満の小児においては、小児救急医療電話相談#8000、おおむね15歳以上の方においては、救急医療電話相談#7119となっております。

また、本町においては、大島郡医師会の協力により休日在宅当番医を実施しており、比較的軽症の小児を含め診察していただけるようになっております。

救急医療電話相談・休日在宅当番医については、毎月、広報すおう大島に掲載し、お知らせしております。

次にRSウイルスワクチン接種のできる医療機関ですが、高齢者のRSウイルスワクチン接種につきましては、任意接種となるため町内の各医療機関に相談していただくことになります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 今は医療機関の話はありましたけれども、本町における病院でのRSウイルスワクチンの接種というのはできるのでしょうか。できうればその実績を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 東和病院、大島病院におきましては、現在、非常勤で山口大学から呼吸器内科の医師に来ていただいております。その先生が必要と判断された場合、勧奨、いわゆるお勧めをしているということで、その2病院については実績がございます。

なお、令和7年11月末の実績になりますけれども、東和病院が10件、大島病院が17件で

ございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。その接種費用をまた教えていただきたいのですけれども、それは各医療機関において、費用はまちまちかと思いますが、おおむね、この東和病院、大島病院について教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 両病院同じ金額になりますけれども、税込2万2,275円になります。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。大変高額なワクチンで、これが令和8年4月1日から妊婦の方が受けることができる。これも全額国庫が負担するということですので、非常にいいと思います。しかしながら私もそうですけれども高齢者、特にこの周防大島町は高齢者人口が全国の中でも指折りの離島でございます。そういった方々がこの2万2,275円というものをどう思って受けるか受けないか。あくまでも医師がこれはしたほうがいいということで受けられたのが、2病院合わせて27件かと思いますが、私も早速その辺を考慮しながら受ける機会をもっていきたくてこのように考えております。

そこで、このRSウイルス感染症という診断は、この町営の病院で判断できるかどうか、それをお答えください。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） うちには抗原キットがないのでRSウイルス感染症という確定はできません。ですから、新型コロナウイルス感染症でもない、インフルエンザでもないということで、RSウイルス感染症を疑われるということはあると思います。特効薬がなく、対処療法ですので、あんまりそこまで使っていないという状況です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。特効薬はなく、そこまでは望めないかと思えますけれども、RSウイルス感染症であるかどうかの判断というものが、ぜひできるように、そのキットを備えていただくよう、こちらからお願いを申し上げるしかないのですけれども、よろしく願いいたします。

そこで調べたところ、このRSウイルスワクチンの認知度というのは低く、インフルエンザワクチンで85%、新型コロナワクチンで88%、いずれもワクチンを知っているかという質問ですけれども、次に、帯状疱疹ワクチンで51%、あれだけテレビとかマスコミ等で周知をしているのに、帯状疱疹ワクチンが51%です。

肺炎球菌ワクチンもまた少なく49%、私はこのいずれも全部打っているわけですが、そういうことを考えていきますと、このRSウイルスワクチンの認知度は7%と、これぐらい低いということです。大島病院、東和病院のかかりつけの医師ではなくて、山口大学から来ていただいている呼吸器内科の医師が、そういう既往症等により判断して、将来こういうことが考えられますからということで、RSウイルスワクチンを接種しているわけですが、ぜひ、先ほど申しあげましたように、大島病院、東和病院で風邪かなと思っていったところ、両方も違うといったときに、抗原キットによって診断ができることを望むわけですが、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

さらに先ほど申しあげましたように、高齢者が置き去りになってはいけませんので、国のほうも恐らく厚生労働省でこういうプロジェクトチームを組みながらいろんなことを前に進めていっていると思うのですが、先ほど申しあげました高齢者に町から一部助成を御検討いただく等、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

次に、家庭用防犯カメラ設置についての助成金でありますけれども、先日、町民から2件ほど相談がありました。そのうちの1件は、防犯カメラ設置について、家庭用の件でございます。以前から自宅の敷地内に不審な侵入者があったり、また花壇とか庭先を荒らされたり、物を投げ込まれたりという被害にあっているそうです。

そういうことを警察に相談したけれども、特に、人的被害・物的な被害の大きいものはないということで、捜査はしていただけないという話でございました。当然のことながら私からのアドバイスは、証拠がないといけませんので防犯カメラをつけたらどうですかと提案しましたが、その自己負担でつけること自体がもったいないということで、今も未設置の状態でございます。

多くの家庭では、防犯意識が高まっていますけれども、恐らくすでに防犯カメラを設置をされているところは、何千万円という大きなお金が動く新築の戸建ての家を建てられるときであれば、数万円程度のカメラはおそらくちゅうちょなく設置される方もおられるのではないかと思いますので、こういう面から、できることならば自費での設置ではなく、町から幾らかの助成をお願いしたいとこのように思います。

さらにそれをつけることによって、防犯効果とプライバシーの配慮といった両面からのいくつか重要な論点がありますけれども、防犯カメラの設置はやはり大きなメリットがあります。それは当然のことながら犯罪の抑止力であったり、カメラを置くことによって証拠が残せるということです。

そして最後、安心感の向上、これは留守中に自宅の状況を確認できたり子どもやペットの見守りに使えること、これは、携帯電話を扱っている携帯キャリアでそういうことをしているところもあつたりするわけですが、さらに設置したカメラの映像が残るわけですから、近隣で発

生じた事件・事故の解決に役立つことができるであろう。1軒、2軒がつけたところでは全く意味はないわけですがけれども、自分の家屋につけるという限定した形での設置をやっていくところに、ぜひ助成をお願いしたいと思います。

設置場所としては、先ほど言いましたように自宅の敷地内に限定して、そこに設置をして看板やステッカーを貼っていただければよく分かることですので、この抑止力というものは必ずよい結果を生むのではないかとこのように思います。

今度は家庭用の防犯カメラではありませんけれども、我が町におきまして防犯カメラの設置というのはどのような場所に今設置を進めているか、件数がわかれば教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま山中議員からありました、町が設置を進めている公共施設への防犯カメラの設置場所というところでの御質問にお答えさせていただきます。

町長の答弁にもありましたように、今年度中に新たに3か所、合計で14か所になる予定です。全て説明申し上げますか、よろしいですか。大体、町の公共施設の出張所であったりとか、なおかつ人通りの多い道路に面した公共施設の外壁というところに設置をしております。

あとは警察等と協議をしまして、犯罪者が避難経路としてよく使うオレンジロードの出入り口となるいろんなところが集まっている周防大島町大島斎場の外壁、交差点が映るような格好でつけております。

ここは、普段はあまり人通りがあるわけではないですがけれども、そこは警察との協議でつけたというところで、そのほかの13か所については、交通量の多いところ、人の通行の多いところの道路に面した公共施設の外壁というところで設置をしております。

よろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 今お聞きした14か所ですがけれども、これからもさらに増え続けていくのでしょうか。それと、急な質問で申し訳ないですが、国道において、Nシステムの防犯カメラの設置というのはどうなのか、2つお答えください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 令和4年度から防犯カメラの設置に取り組んでおりますけれども、今年度で取りあえず、公共施設でつけられるところが、ある程度場所がなくなってきましたので、取りあえずはこれで、町として設置する防犯カメラは一旦置かせていただいて、今後また新たに設置する場所が必要ということになってくれば、そのときに改めて協議をしていきたいというところがあります。

それから、Nシステムにつきましては、町の管轄ではございませんので、把握はしておりません。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。これから何年かたてばその公共施設への防犯カメラから、今度は自治会のほうへ移り、そして最後に各家庭について防犯カメラ設置を皆さんが推進をしていただけるのかとこのように思いますが、大きな事件が起きればそういう方向に進んでいくのでしょうかけれども、ぜひ、何かの機会があれば、この家庭用の防犯カメラの設置についての助成金の検討をぜひお願いしたいと、このように思います。

私からは、以上で一般質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、山根耕治議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 早速、質問に移りたいと思います。今回は2件質問いたします。

まず1件目、この10月に結果を通知しました住民監査請求に監査委員から付された意見についての質問であります。住民監査請求の内容につきましては、監査の案件になりますので、今回の一般質問では触れません。

意見としては3点ございます。端的に申しますと、1点目、入札の予定価格について複数の業者から参考見積もりを集めるなどして実勢価格を調査するようにしていただきたい。2点目、システムの更新などの工事に際しては、適切な事務準備期間を確保するよう計画的な更新事務を実施していただきたい。3点目、入札にかかる仕様書などの作成業務に際しては、担当課のみならず、部署をまたがった連携による技術支援が可能な体制を構築していただきたいということであります。

この件の根本の原因としましては、一部の担当者の方に過剰な負担がかかってしまったことにあると考えられます。そのことから派生してきた内容がこの3点であると考えます。この意見について、町執行部の受け止めと実施の状況を質問いたします。

2件目、前回も少し触れましたが、カスタマーハラスメント対策についてであります。令和7年6月に労働施策等推進法などが改正され、令和8年度からカスタマーハラスメントを防止するために必要な措置が事業主に義務づけられることになりました。報道によりますと、既に山口県庁では令和7年11月に対策会議を開くなどして対応しておりますが、本町の対応状況について質問いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の監査委員から意見のあった事務の執行についての御質問にお答えいたします。

御指摘の監査委員からの意見につきましては、令和7年10月15日付周防監査第39号にて、監査委員から町長宛に報告のあった周防大島町職員措置請求についてに付与されたもので、契約関係事務の執行に関する課題を3点御指摘いただいたものであります。これに対する受け止めと対応状況について、1点ごとにお答えをいたします。

まず、1点目の入札の予定価格について、複数の業者から参考見積もりを徴収するなどして実勢価格を調査するべきではないかについてです。

本町では、周防大島町財務規則第116条第2項で取引の実例価格等を考慮して適正に定めると規定しております。実務上は、契約種別でいいますと、物品調達と業務委託について、設計金額算出に際し、算定の参考とするため、事業者へ見積もり依頼することがほとんどであり、見積もりはなるべく複数者から徴収するよう指導をしてきたところであります。

このたびの意見を踏まえまして、競争入札に付す物件を設計する際の参考とするための見積もりは、1者のみではなく複数者へ依頼すること、依頼は書面により見積もり依頼内容を明確にしておくこと等、適正な予定価格の決定に資するよう、指導を強化してまいりたいと考えております。

次に、2点目のシステムの更新に際しては、適切な事務準備期間を確保するよう計画的な更新事務を実施することについてです。

町では様々な電算システムを使用しています。システム更新においては、更新時期を把握したうえで、更新時に求める内容に応じて契約相手を選定する方法を競争入札だけではなく、プロポーザル方式、随意契約など総合的に判断し、契約方法を選定することとしています。どの方式を採用するにしても、契約はいつまでに締結しておく必要があるか、また、契約相手を選定することに要する期間を含め、いつまでに仕様書・設計書を完成させる必要があるかを計画的に、時間的余裕を持って事務準備をするよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の入札にかかる仕様書などの作成業務に関して、他部署間の連携による技術的支援が可能な体制を構築することについてです。

入札にかかる仕様書・設計書の作成業務につきまして、担当課での作成が困難な場合には、契約事務の担当部署である財務課へ相談をさせ、その業種に精通していると思われる他の部署の職員に協力をさせ、部署の横のつながりをもって対処する体制を強化していくよう図ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 2点目のカスタマーハラスメント防止への取り組みについての御質

問にお答えいたします。

御承知のとおり、令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、ハラスメント対策の強化が国から示されました。また、先般、厚生労働省からの通知により、令和7年12月を職場のハラスメント撲滅月間と定め、その広報について依頼がありましたので、庁内のイントラネットの掲示板で職員に周知を図ったところでございます。

令和7年12月10日には、厚生労働省が主催する職場におけるハラスメント対策シンポジウムに総務課の担当職員がオンラインにて参加しております。

カスタマーハラスメントについては、本町においても喫緊の課題であると認識しており、その具体的な対策を現在検討しているところではございますが、職員向けの対応マニュアルの整備やプライバシーに配慮した平仮名表記の苗字のみの名札に変更するなど、対策を実施したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。順番に再質問していきたいと思っております。

まず、監査委員から意見のあった事務の執行についてでございますけれども、3点、これから強化していきますということです。これまでなかなか取り組みが行き届いていなかったということなのだろうと思っております。そこをこれから、こういった意見も付されたことで、しっかりと取り組んでいただきたい。それで、なかなか答弁もしにくいと思っておりますけれども、具体的なところをこれからしっかりと考えていっていただきたいと思っております。

その中で、私から先ほども申しました、いろいろな負担が一部の担当者にかかってしまったことがこの原因ではないかと考えております。それに対する対策、そういったことで、もし考えておられることがあれば教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの山根議員からの御質問にお答えさせていただきます。

特に、このたびの監査委員から提出されました意見の中で、部署間の連携、特に業務に未成熟な職員が1人で悩むことのないよう、今後どうしていくかというところですが、特にシステム更新におきましては、更新時期は必ず来るものであり、更新時期は分かっていることですので、いつまでに更新するのかということで、更新時期を踏まえまして、次の更新にはどのような機能、どのようなものが利用にあたって必要なのかというのを、日頃からよく研鑽しておいていただきまして、担当課内でよく協議をしておくということがまず肝要かと思っております。

そのうえで、具体的に事務をどう進めていったらいいのかというところで、不安であれば、早くから契約担当であります財務課へ意見を寄せていただきたい、相談を寄せていただきたいと考えております。

そのうえで、次に求める内容に応じて、どのような業者選定方法がよろしいのかというのを含めまして、早くから対応が可能かと思えます。また、仕様書・設計書の作成につきましても、その方向性を定めたうえでないと、作成をしても2度手間、3度手間となろうかと思えますので、早くから相談していただくということが肝要です。

また、自分達で設計ができない、仕様書が作れないといった案件につきましては、プロポーザル方式という方法もございます。現在、プロポーザル方式につきまして、これまで町で一定の基準を示した資料というのを準備していなかったのですが、現在、周防大島町プロポーザル方式の実施についてのガイドラインというものの作成作業を進めているところであります。このガイドラインの作成を早く職員に示しまして、自分達で作るのが無理であれば、やってほしいことというのをプロポーザルで公募し、事業者からの積極的な提案を求めるという方策もありますので、そのようなことが一助になればと考えております。

いずれにしましても、突然、担当にされて1人で悩むということがあってはならないと考えておりますので、不安であれば早期に我々財務課に相談を寄せていただくということを、まず職員に、今後周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。ぜひ実行していただいて、風通しの良い職場、その担当の中でも風通しの良い、相談しやすい職場を作っていただく。それから、担当を超えた部署間でも風通しの良い、相談しやすい環境をぜひ執行部のみなさんで作っていただきたい。この件については以上です。

それからカスタマーハラスメント対策について、もう少し質問したいと思います。東京都では、全国に先駆けまして、1年前から前倒しで、都条例でカスタマーハラスメント対策について必要な措置を事業者に求めております。いろいろなところでいろいろな事業者がいろいろな取り組みをしておられるのを、私も見ております。

その中で、少し参考になるかというところで、基本方針を定めるというところがございます。例えば、私が調べましたのが、オーケストラのNHK交響楽団でカスタマー・ハラスメントに対する基本方針というものを定めております。オーケストラですから、地方自治体にすぐに参考になるというものでもないのですけれども、どういったものかといいますと、4項からあります。まず1項目が、はじめにということで、どういった経緯でこういう基本方針を定めるに至ったかということが説明されております。それから、2項目で、N響におけるカスタマー・ハラスメントの定義があります。どういった行為が定義になるのか、どういった行為がカスタマーハラスメントと認められるのか。暴力行為であったり、暴言・侮辱であったり、その中で、インターネッ

トについての記述もございます。信用を棄損させる内容、事実に基づかない虚偽の内容、または個人情報等をブログに掲載したりSNS等へ投稿したりする行為、これもカスタマー・ハラスメントですと、そういう内容がございます。それから、3項目で、カスタマー・ハラスメントへの対応ということで、職員あるいは関係者に対してこういう対応をしていきます。それから、4項目に、今度はお客様に対しての対応ということで記載がございます。この中には、問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行います。しかし、対象となる言動が継続されるなど、カスタマー・ハラスメントに該当する状況に改善の見通しがないと判断した場合は対応を打ち切り、以降のサービス提供をお断りする場合がありますとありまして、さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家（弁護士等）と連携のうえ、毅然と対応しますと、そういった内容が記載されております。

こういった基本方針を定めるかどうかというのは、これからの例えば国からの指針ですとか、そういうものを待ってのことになると思います。ただ、その中で、私が先ほど引用しましたインターネットに関するところ、こここのところへのお考えをお伺いしたいと思います。特に、暴力行為ですとか、暴言とか、目の前で行われることというのはそのものですから、それはカスタマーハラスメントにあたるのは当然ですけれども、インターネットにおけるブログであったり、SNS、あるいは今だと動画、そういったもので自分に都合のいいものばかりを切り取って、相手を誹謗中傷する、あるいは、職員を犯罪者呼ばわりするような、そういう言動が見られる。そういった場合に、どのような対応を取っていくお考えがあるのか。そここのところ、今、分かる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま山根議員から御質問いただきましたハラスメント、特にカスタマーハラスメントに関するところの御質問、再質問でございます。

議員からも御指摘がありましたように、この改正法によりまして、国からカスタマーハラスメントに対する指針なども今後示されてくるという予定になっておりますので、その中でどういったことがカスタマーハラスメントにあたるのかなどというところの定義が、ある程度、100%ではないと思いますが、一概にこれがというのはなかなか指定しづらいものがあると思いますので、ハラスメント全般的に言えることですけれども、とは言いつつも国が指針を示すということになっていきますので、その中で、ある程度示される。そういったものの中で、御指摘のインターネットやSNSのカスタマーハラスメントに対する定義というもの、ある程度示されてくるのではないかと思いますので、それらをまずは見させていただいて、それからの判断になるかとは思いますが、国の指針に準じた格好でしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。ぜひ国の指針を、これから示されることですので、そちらをしっかりと見ていただいて検討していただければと思います。

時間も過ぎましたので、そろそろ終わりにしたいと思うのですが、前回、私も少しカスタマーハラスメントについて質問させていただきまして、いろいろな御意見をいろいろな方からいただきました。中には、先ほど防犯カメラのお話がありましたけれども、総合支所等の窓口に監視カメラを設置してはどうかという、そういう意見もございました。既に設置してあるところはあるかと思うのですが、そういうところについては、ぜひ監視カメラ作動中ですか、そういう掲示をしていただいて、しっかりとこういったカスタマーハラスメントの抑止に努めていただきたいと、そのように思っております。

いろいろな意見がありますので、それはしっかりと話し合っていく必要があろうかと私も思っておりますけれども、中に、ここだけは少しきちんとしておかないといけないというものがあまして、その中には、意見を言ったり、情報公開を重ねたりすると、すぐにカスタマーハラスメントとされるのはいかかなものかという、そういう意見もございます。これについては、少しお話をしておかないといけないと私は思っております、私、前回も申しましたけれども、意見を申し述べたり、情報公開を請求したりする。これは住民の当然の権利であります。これについては職員の方もしっかりと対応していただきたい。ただし、この住民の当然の権利を行使するのは、カスタマーハラスメントにあたらぬように行っていただくと、これが当然のことでありまして、職員の方に対して過剰な要求、執拗な言動、威嚇的な行為、威圧的な行為、威圧的な態度、こういうものを示す。あるいは、そういうことを控えていただき、職員の立場を考え、人格を尊重した対応をするのでしたら、どういう権利を行使されても私は当然のことだと思います。

ハラスメントというのは本当に怖いものでございます。この行為がハラスメントか、そうでないかというのを決めるのは受け手が決めるのです。ハラスメントを行うほうではないのです。受け手が決めるのです。受け手のほうが、これはハラスメントだと感じたら、もうそれはハラスメントです。本人が当然の権利の行使であったり、俺が言っているのは貴重な御意見だという思いがあったとしても、相手である職員の方が、これは過剰な要求、あるいは執拗な言動、あるいは威圧的な態度、そう受け取ってしまったら、それはもうハラスメントになってしまうのです。

私、前回も申しましたけれども、ハラスメントというのは重大な人権侵害であり、人権じゅうりんであります。住民の権利はもちろん大切です。しかしながら、職員のみならず、何人たりとも踏みにじられてもよい人権というものはありません。

私、こういう話をしていると、本当に情けない限りであります。いかに人権問題に対する意識が低いかということ。それに対して憤りさえ覚える次第でございます。これはしっかりと議会としても取り組んでいきまして、今度、年が明けましたら、議長会主催の議員研修でハラスメント

の研修もあるやに聞いております。そういったところにしっかり私どもも参加して、このハラスメント、それから人権に関する問題というものは受け止めていかなければならないと、そう考えております。

先ほどの監査の件も含めまして、大切なのは職員の方を守ること、職員の立場を守る、そういうことだと私は思っております。そのために、先ほどの監査の意見も含めまして、このカスタマーハラスメントの問題、しっかりと執行部には取り組んでいただきたいと、そのように考えております。

私が就職した頃は、お前の代わりなんか幾らでもいると言われて、本当にひどい状態の中で仕事をしてきた経験がございます。しかし、令和の御代の今はそういう時代ではございません。一人一人の職員の方を大切に、その一人一人の職員の方の能力を最大限に生かしてもらって、そのことによっていい仕事をしていただく。それが町民全体のサービスの向上につながっていく。そのような町政をぜひ進めていただきたいと思っております。

今日は大変ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 0 時 05 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、占部智子議員。

○議員（1 番 占部 智子君） 議席番号 1 番、日本共産党、占部智子です。

1 つ目の質問です。上関中間貯蔵施設建設計画について、令和 7 年 9 月末に新聞折り込みや郵送で上関町における中間貯蔵施設立地可能性調査の結果についてのお知らせが中国電力株式会社から届きました。御意見・お問合せの QR コードから、100%安全ですか、100%安全でない場合、事故が起きたときの補償はと質問しました。それについての回答は、現在、事業計画を検討中であり、具体的な施設概要等はお示しできませんが、中間貯蔵施設の建設に際しては、原子力規制委員会の規制基準等の法令等に基づいて、国により事業内容や設計・工事計画に関する審査が行われるほか、使用前検査等により安全性を確認します。

また、万が一事故が起きた場合の補償につきましても、原子力損害の賠償に関する法律に定められていますというものでした。

要するに、100%ではないということです。もし事故が起きたら、ふるさとさえも奪われかねません。どれだけ補償されるかも分かりません。町民の安心・安全を守る立場から、こんな危険なものが建設されないように、町として最善を尽くすべきと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目の質問です。空家対策について、先日、大分で大規模火災が発生し、空家も火災拡大の要因の1つだと言われています。また、南海トラフ巨大地震などによる倒壊の危険も考えられます。周防大島町空家等対策計画に、除去の支援の中で支援の拡大を検討しますと書かれていますが、どのような検討をされていますか。

3つ目の質問です。車両の安全な通行のための町道等の支障木伐採について、令和7年7月に周防大島町商工会、周防大島観光協会、山口県農業協同組合周防大島統括本部、日本郵便株式会社周防大島部会、大島郡水産共励会の5団体より、町への要望・提言が提出されています。具体的に細かく写真も添付してあります。進捗状況はどうなっていますか。また、今後、抜本的な対策が必要と考えますが、どのようにお考えですか。

4つ目の質問です。病院事業第2期再編計画の第1回改訂素案について、大きな赤字を抱え、現金が枯渇する中で、可能な限り歳出削減をする必要があると考えます。橘医院歯科の1階への移転等をせず、現状のままにするべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員から大枠で4点の質問をいただきました。まず、私から2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の上関中間貯蔵施設建設計画についてであります。現在は、立地可能性調査報告書が提出をされた段階であり、事業計画は作成をされておらず、施設の詳細は不明であることから、町として中間貯蔵施設に対する見解は申し上げる状況にはございません。町としましては、町民の皆さんの安心・安全を守る立場から、国や事業者へ施設に対する説明責任を果たすように求めるなど、1市3町で連携して対応してまいり所存であります。

次に、2点目の空き家対策についてであります。まずは、令和7年11月18日に発生しました大分市佐賀関の大規模火災にて被災された皆様に対し、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈りいたします。

さて、今回の大分市の大規模火災では、現場が住宅密集地で、道幅が狭く、空家が多かったことが火災拡大の要因になったのではないかと報道を多く耳にいたしました。

国は、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定しましたが、本町はそれよりも早く、平成24年10月1日付で議員提案により、周防大島町空家等の適正管理に関する条例を制定、平成25年4月1日に施行し、空家等の対策に取り組んでまいりました。

令和4年度には、空家定住対策課を創設し、令和5年3月、周防大島町空家等対策計画を策定、その中で、具体的な対策の1つとして空家の除去の支援を掲げ、支援の拡充を検討するとしております。

計画策定前の平成28年度から、空家除去の支援策として、空家解体等にかかる経費について金融機関等から融資を受ける者に対し、当該融資の利子を補給する空家対策融資利子補給事業を行っておりますが、計画に沿って支援を拡充するため、令和5年4月1日から危険空家等除去事業を実施しております。これは、危険な空家等の解体費用の3分の1、上限30万円の補助金を交付するもので、この事業を活用しての空家解体実績は、令和5年度は14件、令和6年度は20件となっております、成果を上げております。

現行の空家等対策計画の期間は、令和8年度までとなっております、令和9年度以降の計画については、令和8年度中に見直しすることを予定しております。町民の安心・安全と快適で魅力あるまちづくりの実現を念頭に置いて計画を策定し、さらなる施策の充実に取り組む所存であります。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 占部議員の病院事業第2期再編計画の第1回改訂素案についての御質問にお答えいたします。

橘医院歯科の1階への移転等をせず、現状のままにするべきではないかとの御質問についてですが、歯科を1階に移転することで、光熱水費や修繕費を削減することができ、受付業務を一本化するなど、少人数の職員で実施できる体制が構築できます。また、患者が3階まで移動する負担がなくなり、利便性が向上するという面もあり、必要であると考えております。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 占部議員からの3点目、車両の安全な通行のための町道等の支障木伐採についての御質問にお答えいたします。

町内には総延長が約470キロメートルの町道や、約170キロメートルの農道があります。道路上に張り出した竹木や枝などは、通行の支障となり、また、事故につながる原因となることがあるため、適切に維持管理する必要があります。

竹木の伐採においては、限られた道路維持の予算の中で、車両の通行量、または公共性、緊急性を考慮し毎年実施しております。これとは別に、路肩や法面の草刈りも毎年実施しております。

しかしながら、御要望の全てにお答えすることができず、御不便をおかけしていることも承知しております。御要望に対してできるだけお答えするように、大雨や強風の後には、各総合支所と施設整備課の職員がパトロールのうえ、チェーンソー等を用いて伐採・除去など速やかに対応しております。安全性を確保し安心して通行していただけるよう、今後も引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

なお、私有地から道路上に張り出した生け垣や樹木等については、民法に基づき、所有者の方に剪定や伐採をしていただくよう、町の広報やホームページにて注意喚起及び御協力をお願いしておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 1番の上関中間貯蔵施設建設計画についての再質問を行います。

2011年3月11日、福島第1原発の事故により、原発の安全神話は完全に壊れました。一旦事故が起きれば、誰にも止められないということ、皆さん肌で感じたのではないのでしょうか。国において安全性を確保されるべきとか、町としての見解を示す立場にないとか、人ごとのような答弁を繰り返されますが、事故が起きれば、町民がふるさとを失ったり、財産を失ったり、健康を脅かされたりします。

令和7年12月7日、柳井市議会議員選挙が行われました。中国新聞の記事によると、告示前に実施したアンケートで、当選者16名のうち、反対9、賛成2、どちらとも言えない、分からないが4、無回答1ということでした。朝日新聞も取材に対し、反対の意向を示した候補が9人当選し、議会の過半数を占めたと報道しています。その後、この結果をどのように受け止めていますか。それと、直近の1市3町の話し合いでは、どのようなことが話し合われたかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員の質問において、先般の柳井市議会議員選挙の結果の受け止め、そしてまた1市3町での先般のお話の内容ということでもありますけれども、まず、先ほどおっしゃっておられました、人ごとのようにというのは決して人ごとではなくて、周防大島町民の皆さんのこと、安心・安全をしっかりと守っていくものとして、こちら上関中間貯蔵施設建設計画についてもしっかりと向き合っているところでございますので、御理解をよろしくお願いをしたいと思います。

そして、柳井市議会議員選挙ということでもありますけれども、私、周防大島町の町長としてやっておりますので、もちろん柳井市議会の皆さんの情報は得ておりますけれども、皆さんそれぞれの思い、まちづくりの思いで選挙に立たれて、そして活動されたということでもありますし、当選された方は、柳井市のまちづくりをしっかりと行っていただけるものと思っております。

そして、先般の1市3町の話し合いということでもありますけれども、こちらも柳井市の井原市長が、その後、会見をされておりましたけれども、やはりあの場においては、今の現状、事業計画がまだ出ていない、作成されていない状況の中で、まだどういったものができるのか。規模で

あったり、そういったものもまだ不明であるということにおいては、我々がそちらについてコメントする次元にはないでしょうということをご共有したところであります。

いずれにいたしましても、電気事業者、そして国のエネルギー政策、これらの説明をしっかりと受けられるように、こちらもしっかりと精査をしていくということで、そしてまた、今、各市町でどのような地域の状況であるかということで情報を共有したところでございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 令和7年12月8日、青森県八戸市で最大震度6強の地震を観測しました。また、震度5弱の揺れを観測した青森県六ヶ所村にある使用済核燃料の再処理工場では、使用済核燃料を保管する燃料プールから、放射性物質を含んだ水450リットルが床にあふれ出ているのが見つかったということです。いつ何が起こるか、本当に分かりません。

上関中間貯蔵施設は大変リスクのあるものです。周防大島町民にとっても大変リスクのあるものです。一刻も早く、そういう不安を取り除く方向で行動していただき、町民の安心・安全を守っていただくことを要望して、1番目の質問を終わります。

2つ目の空き家対策についてですが、使用されていない空家は、人口減少に伴い年々増加してきていて、空家等対策計画の中にも適切に管理が行われていない空家等については、倒壊や建築資材の飛散などによる危険性の増加、草木の繁茂や害虫の発生による公衆衛生・生活環境の悪化など、多岐にわたる問題が生じておりますと書かれています。今後、年月がたてばたつほど、管理はますます困難になっていくと思います。

例えば、柳井市老朽危険空き家除却事業のような、期限付きでも思い切った対策も必要な時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 本町の危険空き家の除去事業については、先ほど説明しましたように上限30万円の補助というところで、柳井市とは少し金額の差異がございます。これにつきましては、実は国の補助事業を活用してやっているというところで、ここの金額を上げると、町の負担がどんどん大きくなるということもございますが、この除去事業については、今、拡充できないかについて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 例えばですけれども、危険空き家だけではなくて、管理されていない空家の税金を少し上げるとか、解体して更地にしたら税金を少し下げるとか、多分、今は逆になっているかと思うのですが、そういう制度だろうと思うのですけれども、何か解体を考えてみようとか、家計的にも考えられる範囲だというような、解体をしようとするような施策なども

ぜひ検討していただきたいと思いますので、その辺を要望して2番の質問を終わります。

3つ目の車両の安全な通行のための町道等の支障木伐採についてですけれども、2022年に同僚議員が雑草・雑木対策について一般質問をしていて、回答は、限られた予算の中で効率的な管理ができるよう努めますということで、町道等の除草・伐採等については、パトロール等による危険箇所の把握や安全対策に一層努め、国道・県道の草刈り等については山口県への要望を重ねていきますとあります。県への要望はどのようにされていますか。それと、自治会等によるボランティア活動の支援については、制度設計から検討を始めていますとありますが、どのようになりましたか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 1つ目の県への要望はどのようにということですが、山口県への要望は、毎年、山口県が予算をつくるうえで、その前に翌年度の予算、今年でしたら来年の令和8年度予算に反映していただけるように、令和7年11月中旬頃に、山口県予算等に対する要望書、この中におきまして、国道・県道等の保全・美化についての予算化を強く要望しております。また、危険な箇所を発見または通報があった場合は、速やかに県、柳井土木事務所になりますが、こちらへ連絡をし、対応をお願いしているところでございます。

次に、制度設計につきましては、現在の制度、手続ですが、自治会等が行う町道等の草刈りににつきましては、環境美化活動実施届出書を各総合支所または生活衛生課に提出していただき、ごみ袋等の支給や保険加入を行っております。また、活動により生じた草や竹木は町で回収し、処分をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 私自身も運転中に支障木をよけようとしてセンターラインを大きく越えてくる対向車に、ひやりとした経験が何度かあります。また、先日、知人が国道を車で走行中に折れた竹があたり、フロントガラス全面に大きなひびが入ったという物損事故に遭いました。これ以上の交通事故が起きる前に、抜本的な対策をお願いします。そのためには予算が必要です。施設整備課も総合支所もかなり苦勞をされているように思います。県への要望も含め、予算の増額の検討を要望してこの質問を終わります。

4つ目の質問の再質問をします。国の年間医療費4兆円削減が合意され、令和8年に新たな地域医療構想が出される予定という大変不安定で先が見通せない医療情勢です。それらがまだ実施されていない中で、計画を1年もたたないうちに見直さなければならなくなるという異常事態だということを考えて、移転にかかる金額ができるだけ少ないように再検討していただきたいということを強く要望して質問を終わります。

以上をもちまして、全ての質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、7番、白鳥法子議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 議席番号7番、白鳥法子です。

通告に従い、入院・入所者の面会について質問をいたします。具体的には、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の町内医療機関及び介護施設、特に町立病院と介護施設における面会制限の現状と、利用者や家族のQOL——生活の質、人生の質と訳されておりますが、このQOLや権利を尊重した運営のあり方について、病院事業局及び町長部局に質問をいたします。

まず、質問の背景と趣旨を申し上げます。新型コロナウイルス感染症がインフルエンザなどと同様の5類感染症に引き下げられ、それから既に2年半が経過しました。皆さんの生活はいかがでしょう。おそらく、もう新型コロナウイルス感染症以前の生活や活動範囲、交流範囲に戻っているのではないのでしょうか。当時、厚生労働省は、高齢者施設や医療機関に対し、感染対策の徹底と同時に家族等との面会の重要性を解き、可能な限りの交流の機会の確保を求めました。これは、コロナ禍の3年間で会いたい人に会えないまま最後を迎えられた無念や、孤立による認知機能や身体機能の低下といった感染症以外の健康被害、面会の減少や制限による心身の健康への影響が深刻であったということへの反省があったからだと考えます。

さて、本町の世帯状況を見ると、高齢の夫婦の世帯は23.5%、高齢の単身の世帯は30%、合わせると53.5%が高齢者のみの世帯です。こうした方々が入院や入所されたとき、支えとなるのは近所の方や友人、そして何より離れて暮らす家族です。現役世代であれば、貴重な休日を使って、あるいは仕事を休んで面会に足を運びます。

しかし、5類感染症に移行してから2年以上たった今もなお、町内の一部の施設ではコロナ禍さながらの厳しい面会制限が続いていると聞きます。個室にいるはずなのに、まだ1度も部屋に入れてもらえない。面会は玄関先で15分だけで、中でどんな生活をしているのか全く分からない。見舞いに帰省しても、人数制限で孫には会わせられず、結局、そのまま亡くなってしまった。平日しか面会の予約ができず、仕事を持つ家族は事実上親に会えない。看取りの直前まで会わせてもらえなかった。こうした切実な声が私のところへも複数届いております。

厚生労働省は、令和7年10月にも改めて文書を出し、新型コロナウイルス感染症前の通常の面会方法へ段階的に戻すことを求めています。この状況をどう捉えるか、順次質問してまいります。

まず、現場を預かる病院事業局に4点ほど伺います。第1に、各施設の面会条件の変遷についてです。病院事業局の各施設、まず大島病院、東和病院、介護医療院やすらぎ苑において、新型

コロナウイルス感染症が5類感染症になって以降、現在に至るまで、どのように面会条件を変化させてきましたでしょうか。具体的に曜日、時間帯、時間の長さ、1日あたりの枠数、1人に対して一度に面会できる人数や年齢制限、予約の要否、これらについて5類感染症移行直後と現在を比較し、実質的な緩和が進んでいるのかどうか、時系列でお示してください。

第2に、決定プロセスと発信についてです。面会条件の緩和や引締めを行う際、どのような基準で決められているのでしょうか。また、その決定事項を利用者や面会を希望される方に対しどのような手段で周知・発信しているのか伺います。

第3に、管理者としてのマネジメントについてです。病院事業局の管理者は、各施設の面会制限の状況を逐次把握されていますでしょうか。また、人権やQOLの観点から、その制限が必要最小限であるか、各施設管理者とともに協議・検討を行ってきたのか伺います。

第4に、ほかの施設との比較についてです。町内及び近隣市町の医療・介護施設の面会条件を把握してこられたのでしょうか。また、それらを把握されていたとしたら、自身の施設の面会条件を検討する際の検討材料としているのかも伺います。

続いて、町民の福祉全体の責任者である町長部局に2点質問いたします。総合計画や地域包括ケア計画では、高齢者や介護家族のニーズ把握、高齢者の権利擁護、サービスの質的向上、利用者主体の体制づくりを掲げておられます。それらを踏まえて伺います。

第1に、現状の把握についてです。病院事業局の施設における面会制限の実態を町長部局として把握されておりましたでしょうか。

第2に、町民の声の対応についてです。5類感染症になってから、面会制限に関する相談や苦情は何件ありましたでしょうか。また、そういった声を受け、病院事業局や施設に対し改善を働きかけるなどの具体的なアクションを起こされたのでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 白鳥議員の入院・入所者の面会についての御質問のうち、病院事業局に対しての御質問にお答えいたします。

まず1点目、各施設——大島病院、東和病院、介護医療院やすらぎ苑における5類感染症移行後の面会条件の変遷に関する御質問についてです。

大島病院につきましては、令和5年5月8日より、平日13時40分、14時、14時20分、14時40分からの枠で、1日8組、休日は13時40分、14時、14時20分からの枠で1日3組の1家族3名を設け原則15分以内、キーパーソン——これは患者または利用者側の責任者のことをございますけれども、キーパーソンを含む親族のみとし、未就学児の面会は御遠慮いただく完全予約制で再開いたしました。

その後、令和6年1月9日より、より多くの方の面会機会を確保するため、同一面会者による予約は週1回までとする運用に改めました。

さらに、令和6年4月15日からは、平日午後の予約を不要とし、令和7年3月17日からは、患者やキーパーソンの許可を前提に、親族以外の方への開放及び面会時間を20分以内へと延長いたしました。そして、直近の令和7年6月16日からは、13時から17時まで予約なしで自由に面会できる体制へと完全移行し、現在に至ります。

続いて、東和病院につきましては、令和5年5月8日より、平日のみ10時から11時と、14時から16時の枠において、完全予約制で再開いたしました。原則15分以内、1日あたり午前・午後で各3組、1家族2名の親族のみとしておりましたが、本人またはキーパーソンが許可した場合は、親族以外も可とする運用を行いました。

その後、令和7年5月12日より、屋外での面会を可能とし、主治医が許可した場合は面会者の年齢制限を撤廃するなど、安全性を担保しながら段階的に緩和を図り、現在に至ります。

最後に、介護医療院やすらぎ苑につきましては、令和5年5月9日より、平日10時から10時30分、10時30分から11時の2枠において、原則10分間、1日2組、キーパーソンを含む親族のみを対象とし、オンライン面会のみ、完全予約制で再開いたしました。

その後、令和5年6月1日より、窓越し面会を追加するとともに、人数制限を1家族3名に見直しました。

さらに、令和6年7月16日からは、面会枠を10時20分から10時40分を追加し、2枠から3枠へと拡大いたしました。令和7年8月1日からは、未就学児の方も窓越しでの面会を可能とするなど緩和を進め、現在に至ります。

続きまして、2点目、面会条件の決定及び発信に関する御質問についてです。決定プロセスにつきましては、現在、当局には大島病院に2名、東和病院に1名の感染管理認定看護師が在籍しております。これら専門職が中心となり、感染対策チームや各施設の感染対策委員会において、県内の流行状況等の科学的根拠に基づき、自律的に判断・決定しております。また、情報発信につきましては、キーパーソンへの電話や手紙、院内掲示やホームページ等を通じて周知を行っております。

3点目、事業管理者の把握及び協議に関する御質問についてです。当局が運営する各施設は、急性期から慢性期・介護まで、それぞれ異なる機能を担っており、画一的な対応ではなく、各施設の機能に応じた柔軟な対応が不可欠です。定期的な報告を通じて、各施設の状況を逐次把握しておりますが、具体的な制限の緩和や引締めといった専門的な判断につきましては、科学的知見を有する専門家の判断を尊重し、承認する形を取っております。

最後に、4点目、近隣施設の状況の把握に関する御質問についてです。当局に在籍する3名の

感染管理認定看護師は、職能団体や研修等を通じて、他施設の最新情報を常に把握しております。また、介護施設におきましても、支援相談員等が近隣施設の面会状況等の情報収集に努めております。他施設の動向も参考にしつつ、引き続き、家族との交流機会の確保と入所者の心身の健康、そして感染防止のバランスに最大限配慮しながら、適切な運用に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 続きまして、町長部局に対しての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の病院事業局が所管する施設の面会制限の状況についてでございますが、このことにつきまして、病院事業局からの報告は受けておりませんので、把握しておりません。

続きまして、2点目の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の面会制限に関する町に寄せられた相談や苦情についてですが、こちらの事例は確認できませんでした。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。今、病院事業局から各施設のお話を伺いましたが、すみません、もう1つ、介護老人保健施設のさざなみ苑は今年度で一旦閉じるという予定にはなっておりますが、もし把握されておりましたら、まだ運用が続くと思いますので、お手元に資料があれば、追加で面会条件を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 介護老人保健施設さざなみ苑の状況についての御質問です。まず、5類感染症移行後ですけれども、平日、これは月、水、金曜日になるのですが、14時から16時の間で原則10分、年齢等の制限はなく、マスクについては2歳以上の方はお願いしているという状況で、事前予約なしで面会を行っております。

その後、令和5年6月1日から、平日の月曜日から金曜日、休日の土・日・祝日ともに14時から16時の間で原則30分、1家族1回5人まで、お1人様週1回、5組までということで、年齢等の制限は先ほどの答弁と変わらない状況で、要予約で開始をしております。

令和5年11月20日からは、平日のみ13時30分から14時45分の間で原則15分間、1家族1回5人まで、お1人様週1回、5組までということで、年齢等の条件は変わらず、要予約で行っております。

直近になりますけれども、令和6年1月22日から、こちらは平日のみ9時半から11時の間で原則15分、1家族1回5人まで、お1人様週1回、5組まで、こちらは変わらないです。年齢等の制限についても変わらず、予約制で実施しておるといって状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 追加で御回答ありがとうございました。

それぞれ4つの施設がございますけれども、施設によって対応に大きな差があるということが分かります。また、ホームページ等を確認させていただいておりますけれども、具体的な時間、人数、曜日を掲示されている施設と、施設にお問合せくださいとのみ書いてある施設がございます。それでは、一体どのぐらいの制限があるのかというのが対外的に分からないと思うのですが、このあたりについて、今後改善の余地があるのかどうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 白鳥議員がおっしゃられますとおり、ホームページにおいて、面会の条件、少し病院事業局の施設間でも分かりやすい部分と分かりにくい部分というのがあります。こちらは明確に改善していきたいと思っております。今回、面会の状況についてでございますけれども、先ほどおっしゃられましたとおり、令和7年10月20日、厚生労働省の通知によりますと、基本的には、面会の判断については医療機関の判断に任せられるということがありますけれども、この面会する機会を大きく損なわれるということは、やはり患者様の権利を侵害しているという部分もある、そういうことから、今後、病院事業局の各施設において、一定程度統一した基準を設け、統一的運用というのは厳しい方向ではなく、緩和の方向で考えていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） まだ聞いていないことまで積極的に答えてくださって、大変ありがたいなと思います。

特に、施設全体で、今日は2組しか入れないといった制限というのは、なかなか、よそに聞いてみても、ないものでした。1回あたり、その方が入ってくる時間を制限するというものは、まだ残っているところも多数ありましたけれども、枠数を制限するというのは、施設側の都合と思われても仕方がないところだと思います。また、土・日、休日についても、おそらく、コロナ前は、どの施設も面会ができていたのではないかと推察するのですが、現在は大島病院、介護老人保健施設さざなみ苑が休日会えるけれども、介護医療院やすらぎ苑と東和病院については休日は面会ができないというのが現状と、何とか聞き取ったところですが、そこに間違いがないかどうか。また、今後は、休日も会えるように検討は進めていただけるということなのかどうか。その点について教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 現在の面会について、休日、祝日等で行っておりますのは大島病院のみでございます。介護老人保健施設さざなみ苑につきましては、現在、平日のみとなっております。

先ほど申し上げましたとおり、この面会については、入所者様や患者等の生活の質、QOLを保つうえで大変重要なものであると考えております。この休日の面会等も含めて緩和するという方向性で検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、今回、私が参照させていただいた文書などもホームページに、厚生労働省の文書は、ウェブでも掲載されておりますが、このようなことに配慮しながら、なるべく面会できるようにという文書などについては、おそらく一番初めは、国からのそういった文書は、県を通じて送られてくると思いますが、現状として各施設にのみ届くのか、それとも病院事業局の総務課などに届いて、それを各施設に知らせるような流れになっているのか、その事務の流れを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 県等からの、いわゆる通知文書につきましては、各医療機関、各施設等に文書が届くということになっております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） やはり専門的な知識を持っているから現場の施設に文書が届くということも一理あるとは思いますが、今後は、病院事業局総務課を通じて各施設に通知する。もしくは、病院事業局総務課にも同時に同様の文書を県から送ってもらえるように、県の担当部署にぜひ要望をしていただきたいと思います。なぜなら、専門的といいましても、施設ごとの判断に任せるのではなく、施設管理者も含め病院事業局全体としてそういった取扱いをどうするかということを協議するなどして、病院事業局全体の方針というものを持つ必要があると考えるからです。これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 面会につきましては、各施設に任せて、専門的な知見を有する方にお任せしていたという部分はあると思います。面会の件だけではなく、今後については一定程度、ほかのことについても、統一的な部分については病院事業管理者を中心に考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ぜひよろしくお願いいたします。

また、次に、先ほど答弁の中でも御紹介がありましたけれども、東和病院と大島病院には感染管理特定認定看護師や感染管理認定看護師という感染対策のスペシャリストがいらっしゃいます。そういった方々がルールを決める際にも積極的に関与されているというお話ではあったかと思

ますが、そうした専門職の方々が、介護医療院やすらぎ苑や、介護老人保健施設さざなみ苑など、病院事業局内のほかの施設に出向いて、そういった視点での指導・アドバイスをするという体制はできていますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 東和病院、大島病院に先ほどの感染管理認定看護師はおります。定期的な指導というのは、なかなかできていないのですけれども、やはり一定程度のコロナ患者が出たときとかには、それぞれ専門の認定看護師が各介護施設へ出向いて指導等を行っているという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ただ、感染症が蔓延したときの対策というのも大変重要で、それ以上広がらないように収束に向けての専門的知見というものが一番発揮されるころではあるとは思いますが、日頃の感染対策も、おそらく基本的には皆さん分かっているという状況ではあると思うのですけれども、やはり長く時間がたちまして、特に医療機関ではなくて介護施設では、もう1度、繰り返し言っても大丈夫というような形ではあると思いますので、ぜひ、定期的とまではいなくても、何かの研修であるとか、そういった機会に改めて感染対策、予防対策、そういったところでも専門職の方の知見が発揮されるような機会を持っていただけたらと思います。今のは要望になります。

また、今回ありがたいことに、すぐに全体の統一的な見解を示すでありますとか、元の面会条件に戻すことを前提に、どういった制限が必要か、どういった発信ができるかということを検討いただけるということですが、これに取り組む具体的なスケジュール感があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 近々に、今回の厚生労働省からの通知文書を踏まえた統一的な対応についての通知文書を今月中には出そうと思っておりますし、今月にあります施設長会議において、そういった面会の部分について、令和7年11月の施設長会議のときにも少し話が出たのですけれども、今回、この通知を踏まえた対応について、この施設長会議で、もんでいきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 早速の御対応ありがとうございます。

続きまして、町長部局への再質問に移りたいと思います。

病院事業局の施設における面会制限の実態は、報告を受けていないので把握していないという御回答だったかと思っております。報告を受けないと、把握しなくていいというのは、全然別の話かと

思います。病院事業局の面会条件も把握していないということは、町内の民間の介護施設等の面会条件も全く把握されていないという認識でいいかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 他の施設の面会制限の状況ですけれども、こちらについて、まず特別養護老人ホームの4施設に調査をしましたけれども、面会日については4施設とも土・日・祝日を含めて実施している。それから、土・日・祝日については、少し時間的に短い場合がございます。面会時間は10分から20分程度が多いようです。面会できる人数は制限なしが半数で、その他は2名から5名となっています。年齢制限はございません。面会予約については3施設が予約が必要とされております。

グループホームについてですけれども、こちらについては1施設が土・日・祝日の面会時間が短時間のところがございます。時間については10分から30分程度です。人数については3名の施設が1件、それから5名の施設が1件、その他については制限はございません。年齢につきましては制限ございません。予約については全て必要としております。

もう1件、病院事業局の施設から報告がないから把握していないのか、把握しないといけないのではないかとということでございますが、正式な文書として報告をお受けしていないので、把握しておりませんというお答えをいたしました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私は、今、詳細な内容を聞いたわけではなくて、民間施設の面会条件を把握しているのでしょうかというお話を、まずさせていただいたところです。把握していますということなのかもしれませんけれども、これを把握されたのは、いつ把握されたのか。私が一般質問をしたので把握されたのか、それより前からそういった情報は組織として把握されていたのかどうなのか。そこを教えてくださいということが1点と、病院事業局から報告書——電話で聞けば分かる話であって、介護保険課としてそういった病院事業局の施設の面会条件を知ることは必要ないというお考えだったのかどうなのか。その2点についてお答えください。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 各施設の面会制限の状況については御質問をいただいてから調査いたしました。以前から把握していたわけではございません。

○議長（荒川 政義君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの白鳥議員の把握すべきなのかどうなのかということでございます。そもそも医療法等に基づく対応につきましては、県の保健所の所管になっております。

そういったことで、町としましては、直接的にそういった医療法等に基づく対応というのをする立場ではないという認識でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 面会の条件というのが医療法に基づくものなのかどうなのかというところはすみません、分からないのですけれど、そういった問題を話したいわけではございません。また、町民からの面会等に対する相談や苦情はなかったということでございますが、反対にお伺いしたいのですが、介護保険班や地域包括支援センターが介護サービスに対する相談の窓口になっているかと思えます。年間どのぐらい、そちらの窓口が寄せられているのか、分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 介護保険課では、毎月、県に苦情相談状況の調査票というのを報告しております。こちらにつきましては、相談・苦情についての件数はあがっておりません。

（「コロナ禍期間ではなくて」と呼ぶ者あり）5類感染症移行後もずっと確認しましたが、ゼロ件となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） まさか1件も相談がなかったということに驚きですけども、おそらく、この部署は、サービス事業者の指導監督の充実を図る、町の相談窓口や地域包括支援センターにおける苦情受付や相談窓口を中心に対処を強化して、関係機関との連携により迅速な問題解決に結びつけると周防大島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画にも書いてありますが、5類感染症になって以降、1件も相談がないということに驚きというのは、ここが相談窓口だということ、ここに相談したら改善されるかもしれないということが周知されていないのではないかと、今、聞いていて思いました。というのも今回、少し周りの人に聞いただけで、かなりの悩みがあるわけです。それを施設に対して言っているかどうなのかも人によると思えます。やはり預けている方々は、預かってもらっているから言いにくいということも盛んにおっしゃられます。だからこそ第三者的立場の町の窓口があると、私は考えているのですけれども、ぜひ窓口として相談を受け付けていますということを、もう少し周知するべきではないかと思えますので、その点よろしく願いいたします。

また、介護の分野として、こういった厳しい面会制限が続くことによって、医療・介護の面でどのような弊害や問題点があるとお考えなのか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時05分休憩

午後 2 時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 面会についてですけれども、町としても、患者や入所者や家族の方のQOLを保つうえで重要なことであると考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 課題感は持っておられるということが分かりましたが、それに対して、町として今後どのような対応ができるとお考えか、今あれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 町がどういった対応を取れるかということですが、様々な施設の状況、先進地の事例等を把握して、町として本当にできることはどんなことなのかを考えつつ、それによって施設にQOLの大切さということは訴えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） QOLの大切さは、介護の現場にいる方こそ十々承知のうえでされていることかと思いますが、組織としてなかなか動きづらいということもあるのではないかと考えたので、町としてどういう働きかけができるのかということをお尋ねしたつもりですが、現状のところは、まだこれから考えるということかと思いますが、ぜひ早急に考えていただきたいと思っております。

また、少し話が戻りますけれども、町や地域包括支援センターの相談窓口への相談は、コロナが5類感染症移行後ないということに、正直大変驚いております。ただ、おそらく職場の担当者レベルでは、電話等で介護の方々から様々な苦情や相談を受けているはずだと思います。そういう相談を個人個人の職員は耳にはしているけれども、地域包括支援センターや介護保険班が組織としてそれを把握できていないということは、組織内部の情報共有のあり方にまで言及せざるを得ないと、今、感じているところでございます。各職員が耳にしている、把握しているような情報を、課や組織として共有して、それを相談案件であると認識するような流れに改善すべきだと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。誰も相談を受けていないということなのか。お答えください。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 相談についてですけれども、面会制限に関する御相談はお受けしておりません。それは各施設に相談をされているのではないかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今のは面会制限についてではなくて、先ほどの御答弁で、面会についてだけではなくて、そもそも町の窓口相談というものが1件もなかったという御答弁を受けて、私は全然相談がないのはおかしいのではないですかと言ったのですが、もし、そこからお答えが違うのであれば、実際には相談というものはあるけれども、面会についての相談がなかったということなのか。そもそも相談がなかったのであれば、今の御答弁も、面会については相談がないということではなくて、様々な介護のことについて相談がないということなのか。相談はあるけれど、課として報告をあげるような案件として把握しないことになっているということなのか。その辺りをしっかり整理してお答えください。

○議長（荒川 政義君） 松田介護保険課長。

○介護保険課長（松田 知亮君） 先ほど相談をお受けしていないとお答えいたしましたけれども、面会制限に関する事案についてはお受けしてなくて、そのほかの相談については日々お受けしております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時24分休憩

.....

午後2時26分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 先ほどの介護施設等において入所者の方々、これは主に町民の方々と思いますけれども、QOL、生活の質というのは非常に大切でございます。特に、会いたい家族の方々、会えないというストレスもあると思います。今後、町内におけるケア会議等に職員が出席させていただきまして、国の考え方、しっかりと面会の機会を持っていく。そして、先進的な取り組みをしている施設の照会などを通じまして、しっかりと町民の方々のQOLを上げていけるように取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） よろしく願いいたします。

続きまして、もう1つあるのですが、第9期介護保険事業計画では、サービスの質の評価——自己評価や第三者評価の情報開示を推進すると書かれてございます。そこでお聞きしますが、病院事業局の施設において、サービスの質という面での自己評価や第三者評価を受ける仕組みがあるのでしょうか。また、そういった実績があるのでしょうか。また、町として町内介護施設に対し自己評価や第三者評価の実施と公表を働きかけているのでしょうか。この点よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 介護施設の第三者評価等というところは、我々病院事業局は行っておりません。介護施設におきましては、毎年、自己点検表というものがあって、県に報告することになっております。そういったものでいわゆる施設の運営を顧みるといいますか、そういうことをしております。また、病院につきましては、医療監視等が毎年ございますので、そういったもので、こちらは施設基準とか、そういった部分になりますけれども、確認をさせていただいているという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 町の介護施設については、自己点検を行って、それを県に報告しているということで、施設運営をサービスの面で顧みることがあるということが分かりました。それを公表するかどうかについては、またいろいろあると思いますので、御検討いただけたらと思います。

また、町については、先ほど言いました第9期介護保険事業計画の中で、サービス事業者自身がサービスの質の評価を行うことで常に改善を図る必要があり、サービスを利用する際の情報提供やプライバシーへの配慮、利用者の立場や意見を尊重する観点からも重要であり、この計画の中では全ての事業者を対象として、自己評価や第三者評価の情報開示を行うよう町が働きかけるとございますので、ぜひ今後、計画に書いてあることを進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

終わりになりますけれども、先ほど病院事業局からは、厳しく制限したものを緩めるという話ではなくて、あるべき姿に戻すためにどうしたらいいかという視点で取り組むということで、大変期待をしているところでございます。各施設、近隣市町でありますとか、よその都道府県の介護施設で働いている友人などを通して、そういったところではどのようにされているのかということを見ると、ほぼ制限なくやっておられます。都会でも、大阪や広島、京都のほうでは、むしろ制限をしている施設が今でもあるのかと聞かれたぐらいでした。リスクがより高いはずの都市部でも緩和しているのはなぜか。私が言うまでもなく、医療・介護に携わっている皆様のほうがよく分かるはずですが、判断材料をしっかりと研究して、病院事業局としてあるべき状態に導いていただきたいです。

地域住民に親しまれ、愛され、信頼される組織という基本理念を、周防大島町病院事業第1期再編計画のときに、せっかくばらばらだった理念を1つにしたのですから、こちらに立ち返り、早急な改善をお願いいたします。

介護保険事業計画には、病気や介護が必要になっても、住み慣れた家庭や地域で希望と生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指すとあります。一方、本町の住民の方が亡くなられる場所のデータを見ますと、約9割の方が病院や施設で亡くなられています。だか

からこそ、施設での生活が人生の最後の質を決めると言っても過言ではない、そう思います。せっかく町立の施設があるにもかかわらず、連携不足でばらばらの対応のまま、それでは意味がありません。安心・安全なまちづくりとはどういうものなのか。町立病院、町立介護施設が町民の信頼を取り戻し、公立施設としての本来の役割を果たせるよう、町長部局、病院事業局、力を合わせて改善をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、小田貞利議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 行政改革、機構改革等について質問をいたします。

約10年前から、病院事業の再編計画が検討され、令和元年から第1期の周防大島町病院事業再編計画がスタートしました。当時、期首ベースで、預金残高も41億5,000万円残高がありましたが、5年を目途に周防大島町病院事業第2期再編計画を行い、預金残高が残っているうちに再編を行うというものでしたが、現実には先日の全員協議会等でもありましたとおり、令和10年の予定が令和7年の段階でマイナス、5億数千万円が必要になるというような状態であります。

このような状態の中、町財政も、今後、病院事業局への繰入、下水道事業への繰入、今後大幅な改修費用が見込まれる上水道事業への繰入を考えると、町の財政破綻も目前に迫っていると思われる。早急に再編計画を見直し、機構改革を行い、事業の見直しを進めなければなりません。

部課長制度を見直し、町の方針を定め、企画、立案する町長部局を設け、行政財産の一括管理、施設整備をする部署の統合、DXを推進し、各事業の見直しを行わなければなりません。目前に迫る町財政難に対して、2期6年目を迎える町長がどのようなお考えをお持ちになっているか、方針を含めお聞かせをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 小田議員の行政改革、機構改革は急務。町長の方針を問う。との御質問にお答えをいたします。

本町の財政状況につきましては、議員からも御指摘がありましたように、決して余裕がある状況ではございません。活力あるまちづくりを推進しつつ、将来にわたり安定した町政を運営していくためには、各種事業の廃止や縮小を含めた見直しはもちろんのこと、大胆な行政改革、機構改革が必要であるという点は異論のないところでございます。

今年度は、第2期総合計画の後期基本計画をはじめとする各種計画の策定または見直しが行われております。そのうちの1つであります第5次周防大島町行政改革大綱並びに第5次周防大島

町行政改革大綱実施計画において、行政改革推進委員会の意見を聞きながらではございますが、庁舎をはじめとする公共施設の統廃合や人事制度の見直しなどについても記載し、令和8年度からの5か年計画で実施できるよう、策定作業を進めているところです。

現在、大綱や実施計画の策定中であり、具体的な改革案等につきましては申し上げる段階にはありませんが、冒頭に申し上げましたとおり、喫緊の課題であることは認識をしておりますので、できることから確実に実施してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 第5次周防大島町行政改革大綱の計画策定中ということでございますが、第4次周防大島町行政改革大綱は令和3年度からスタートして、藤本町長が町長になられた年から今年で5年目になります。その計画は、第1次からずっと見ていますが、大体、内容がほとんど一緒です。

結果として現れているものは、何があるかと考えてみました。5、6年前から、議会のほうでも行政・病院事業改革特別委員会でやりまして、まず支所の宿日直の廃止を提案して、それは一部できました。それから、行政手続きにおける押印の廃止であるとか、遊休施設の売却であるとか、いろいろな部分を進めていって、今は、出張所の廃止をし、郵便局への移行ということで進んではいるのですが、いずれも議会が提案して、それでやっと進んでいったという感覚は拭えません。

第1次から第4次までの計画がある中で、第4次の今年が、令和7年度が最後ということで、もう少し詳しく聞きたいところではありますが、まず、総務課の関係で、行政改革推進本部において検討を行い、第4次周防大島町行政改革大綱の計画期間中に組織機構の見直しを行うとなっているが、行っていない。今、行っているのかもしれませんが、もし行った計画があるのであれば、それを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 機構改革についてでございますが、それぞれ町において課題がある案件について、例えば、令和4年度には空家の関係、それから定住の関係というところで空家定住対策課を設置したということ。それから、令和7年度から交通体系の見直しの関係がございましたので、地域交通課というセクションを新たにつくったというところで、新たな課題等に対応すべく機構改革は実施しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 新しく出てきた問題を解決するためではなくて、合併して20年がたつ間に、職員も100人余りを減らしていこうという形で、ずっとダウンサイジングしてきて、これは大体できていると言いますが、結果、人件費も高騰して思ったような効果が現れてい

ないというのが現実。なおかつ、先ほども言いましたが病院の問題、今までは、財務課長が言われたように13億円を入れているけれども、ほとんど持ち出しはないという話であります。

それから、この前の全員協議会での病院事業局の話では、今年5億何千万円の赤字が出る。当然、一般会計から入れなければいけない問題です。そういう問題が目前にあるのに、ただ令和7年度の財政的な部分の、ここをこのようにして減らしていこうという話が出ていないこと自体に問題があるということで、今日、一般質問をさせていただきました。

前から行政・病院事業改革特別委員会の中でも何回もあがっている問題ですが、まず、部課長制度です。昨年から課長と兼務したりとか、少し進んでいると思いますが、今、町長が言われたように、やれることからやるという方向になれば、それを改革するだけで単純に5,000万円程度の人件費は浮くと思います。

令和2年度に行政・病院事業局特別委員会で委員長報告をしたときに、総合支所等の見直しをやってくださいという提案をした。それがもしできていれば、さらに5,000万円ぐらいの経費削減はできていると思う。

令和2年度と令和4年度と令和6年度と委員長報告がされているのですが、ほとんどのことがされていない。最初に言いました3点ぐらいの部分は進んだが、町から進んで、これをやりました、こういうことをやりましたというのが出てこない。ぜひ、これは本当に冗談ではなくて、病院事業局がこれほどひどい状況になったときに、今までは繰入れていないが、単純計算で5億円ぐらいは無条件で入れていかないと間に合わないという気がします。

その辺を踏まえて、町長、どうしますか。部課長制度とか、その辺のできるところからという答弁がありましたので、その辺を進められるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 小田議員から御質問をいただいて、小田議員御指摘のとおり、今、非常に財政が——財務課長とも話すのですが、この10年ぐらいは、何とかもつというイメージであったものが、この何年かの物価高騰、そして人件費の高騰、その中で、非常に財政が急激に——同じ事業を行っても予算が非常に大きく膨れ上がるという状況に今なっているというところがございます。議員御指摘のとおり、その危機感の中でお話をいただいたところかと思えます。

まず、今、合併して20年ということでもあります。それぞれの町が持っていた施設を集約していくということも大切になってきます。その維持管理、非常にお金がかかってまいりますので、そちらを見直さなくてはならない。そして、議員おっしゃっていただいた機構改革、こちらもそれぞれある庁舎を集約していくということにしっかりと検討を重ねていきたいと思っております。4つの庁舎をなるべく集約していくことによって、人の流れ、そして少ない人員で最大の効果を

発揮できるようにということをしっかりと考えていきたいと思っております。

そしてまた病院事業局も、急激な基金の減りというのがありました。同じように、この役場においても10億円を超える取崩しを行っているところではありますが、来年はさらにこの取崩しが大きくなるのではという予測があります。よって、来年度の予算、これから査定を行っていくところでございますけれども、こちらも事業を行うことを見合わせたりとか、そしてまた事業の予算をしっかりとカットしていくこととか、そういったことを想定しないといけないなということを、今やっているところでございます。

いずれにしても、庁舎の集約であったり、また、今、出張所の機能を郵便局のほうに移管していくという動きも、住民説明会をはじめ行っているところでございます。これら何を置いても、住民の皆さんの理解がないと進められないところでありまして、また、議員各位、皆様にも御理解をいただきながら進めていかないといけないところでもあります。本当に、予算というか、町の財政調整基金をはじめ、急激にこの先なくなってくる。御指摘のとおり、下水道だったり、上水道だったり、また病院があつてということを、町がしっかりと立てるようにやっていくということが必要になってまいりますので、その危機感を持って努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 気になった点を、二、三、質問しようと思うのですが、町政に関するアイデアや事務改善・業務の効率化等について職員から提案を募集——事業や業務の迅速かつ効果的な実施を図る職員提案を募集し、提案による事業の、実務の実施をやっていくというのがある。これは合併当初から多分あつて、最初の頃は職員からいろんな提案があつて、これはできますとか、これは無理ですというのがあつたと思う。最近、そのようなことを職員さんは知っているのか。そういう提案はあるのか。この辺を少し聞かせてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 職員提案のことだと思っておりますが、今年度、特にではあるのですが、総合計画後期計画、総合戦略を含めて見直しをしているところでございますが、その中において、特に、これからの担う若手職員の意見を反映させようと、これはDX絡みもあるのですが、これからの周防大島町をどうしていきたいかというビジョンを持った意見の交換の場、これは毎月1回やっております。今、進めているところです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） それは最近の話で、僕が聞いたかったのは、新しく班長になったりとか、班長レベルがいろんな事務的な問題を提案して、それをクリアするためにはどうした

らいいとか、そういった部分が以前、合併当初はもっとあったような気がする。それが今、そういう聞く機会さえ知らないようなイメージがあるので、その辺は次期の計画をつくる中ではぜひ入れていただいて、つくっていただきたいと思います。

各種イベントの見直しと事業の見直しを行うという提案もあるのですが、かえって事業もいろんなイベントも増えています。一番の問題が町の職員の人件費、大体1日最低2万円はかかるというのが昔から言われていますが、今、時給が1,000円に上がったという段階でさえ、2倍とか3倍の給料を払うようなことです。そういう人材に、より効率よく積極的に働いてもらうためには、やはり部課長制度はきちんと見直しをして、約23課ですか、その課の課長に責任を持ってスキルアップしてもらって、さらにその下の班長がスキルアップすることによって、少ない職員数でも住民生活が賄えていけるというような町政ができるのではないかと思います。そのようなことを踏まえて、ぜひ来年に向けて進めていっていただきたいと思います。

令和3年から藤本町長が5年、町の65歳定年の部分も、大体この任期が終わるぐらいを目指してになるのかと思いますので、ぜひそれまでに、今言う提案とか、いろんな懸案の部分をクリアして、いい町政を行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、小田貞利議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月16日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時52分散会
